付 表

			星患数		άn	位割合		dep.	罹患率			,	F齢調整	器 史 並			累積罹患	(球/)	7/1
		11	<b>E思致</b>		파	1位制 百	-	租	惟思华		日	 本人口	干翻调金		界人口		糸惧惟忠	·华(U-/	74原区
部位	ICD-10	男	女	総数 *1	男	女 ៛	総数 *1	男	女	総数 *1	男	女	——— 総数 *1		女	 総数 *1	男	女	総数
部位	C00-C96 D00-D47	5, 922	5, 116	11, 038	100.0	100.0	100.0	1, 119. 5	874.5	990.8	472. 9	466.5	460.1	336. 5	358.5	341.4	39. 6	37.3	38
部位	C00-C96	5, 350	4, 270	9, 620	90.3	83.5	87. 2	1, 011. 3	729.9	863. 6	423.7	350.5	378.3	300. 9	265.1	277.5	35. 5	28.7	31
튭 밴스보호 > 화	000	4	1	5	0.1	0.0	0.0	0.8	0.2	0.4	0.3	0.0	0.1	0.2	0.0	0.1	0.0	0.0	0
根<基底>部 の他および部位不明の舌	CO1 CO2	8 29	0 18	8 47	0.1	0.0	0.1	1.5 5.5	0.0 3.1	0. 7 4. 2	0.8 3.2	0.0 1.5	0.4 2.3	0. 6 2. 5	0. 0 1. 1	0.3 1.8	0.1	0. 0 0. 1	0
肉	G03	17	16	33	0.3	0.3	0.3	3. 2	2.7	3. 0	1.3	0.8	1.1	1.0	0.6	0.8	0.1	0.1	0
腔底	G04	4	1	5	0.1	0.0	0.0	0.8	0.2	0.4	0.5	0.0	0.2	0.4	0.0	0.2	0.1	0.0	0
蓋	C05	5	3	8	0.1	0.1	0, 1	0.9	0.5	0.7	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.0	0.0	0
の他および部位不明の口腔	C06	7	3	10	0.1	0.1	0.1	1.3	0.5	0. 9	0.3	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0	0
下腺 の他および部位不明の大唾液腺	CO7 CO8	12 4	5	17 7	0.2	0.1	0. 2 0. 1	2.3	0.9 0.5	1. 5 0. 6	1. 2 0. 4	0.6	0.9	0.9	0.6 0.1	0.7 0.2	0.1	0.0	0
桃	C09	4	2	6	0.1	0.0	0. 1	0.8	0.3	0.5	0.6	0.2	0.4	0.5	0.1	0.3	0.1	0.0	0
	C10	21	6	27	0.4	0.1	0. 2	4.0	1.0	2.4	1.5	0.5	1.0	1.1	0.4	0.7	0.2	0.1	C
<上>咽頭	C11	2	1	3	0.0	0.0	0.0	0.4	0.2	0.3	0.4	0.2	0.3	0.3	0.1	0.2	0.0	0.0	(
状陥凹<洞>	C12	28	0	28	0.5	0.0	0.3	5.3	0.0	2. 5	2. 3	0.0	1.1	1.6	0.0	0.8	0.3	0.0	(
咽頭 の他や トズタサイセース fl疎の口唇・口腕や トズルfl頭	C13	12 0	3	15 0	0.2	0.1	0.1	2.3	0.5	1. 3 0. 0	1. 1 0. 0	0.1	0.6 0.0	0.8	0.1	0.4	0. 1 0. 0	0.0	0
の他および部位不明確の口唇、口腔および咽頭 道	C14 C15	158	32	190	2.7	0.6	1.7	29. 9	5.5	17. 1	13. 4	2.7	7.6	0. 0 9. 6	1.9	5.5	1. 2	0.2	
_	C16	678	318	996	11.4	6.2	9.0	128. 2	54.4	89. 4	49.8	17. 7	32.1	33. 5	12.3	21.9	3. 7	1.4	:
陽	C17	16	7	23	0.3	0.1	0. 2	3.0	1.2	2. 1	1.1	0.7	0.9	0.8	0.5	0.7	0.1	0.1	(
腸	C18	422	432	854	7.1	8.4	7. 7	79.8	73.8	76. 7	33. 9	24.1	28.6	24. 2	17.0	20.4	2. 9	2.1	
陽S状結腸移行部	C19	52	39	91	0.9	0.8	0, 8	9, 8	6.7	8. 2	4. 6	3.5	4.0	3.3	2.6	2.9	0.4	0.3	-
明 物 日日 ナン レップの工 日日 終年	020	188	150	338	3.2	2.9	3.1	35.5	25.6	30. 3	17. 3	12.6	14.7	12.8	9.5	11.0	1.7	1.1	
門および肛門管 および肝内胆管	C21 C22	6 319	4 145	10 464	0.1 5.4	0. 1 2. 8	0. 1 4. 2	1. 1 60. 3	0.7 24.8	0. 9 41. 7	0. 7 23. 8	0.6 6.9	0.6 14.6	0. 5 16. 5	0. 5 4. 6	0.5 10.0	0. 1 1. 9	0. 1 0. 6	
のう	G23	38	55	93	0.6	1.1	0.8	7. 2	9.4	8. 3	2.6	2.9	2.8	1. 7	2.1	1.9	0. 2	0.0	
の他および部位不明の胆道	G24	69	74	143	1.2	1.4	1. 3	13.0	12.6	12.8	4. 5	2.4	3.4	3. 0	1.5	2.2	0, 3	0.1	
相峻	C25	229	241	470	3.9	4.7	4. 3	43.3	41.2	42. 2	17.5	12.7	14.9	12.2	8.7	10.4	1.5	1.0	
の他および部位不明の消化器		27	17	44	0.5	0.3	0.4	5. 1	2.9	3. 9	2. 8	1.1	1.9	2. 0	0.8	1.4	0. 2	0.1	
腔および中耳 <sup>自 mb</sup>	C30	3	0	3	0.1	0.0	0.0	0.6	0.0	0.3	0.2	0.0	0.1	0.2	0.0	0.1	0.0	0.0	
鼻腔 頭	G31 G32	10 65	2	12 69	0.2	0.0	0.1	1.9 12.3	0.3	1. 1 6. 2	0.7 4.8	0.0	0.3 2.3	0. 4 3. 3	0.0	0.2 1.5	0. 0 0. 4	0.0	
管	032	1	0	1	0.0	0.0	0.0	0. 2	0.0	0. 2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
■ 管支および肺	G34	826	440	1, 266	13.9	8.6	11.5	156. 1	75. 2	113.6	58.0	25. 7	40.0	39.4	18.0	27.5	4.8	2. 1	
腺	C37	15	8	23	0.3	0.2	0. 2	2.8	1.4	2. 1	1.8	0.9	1.3	1.3	0.8	1.0	0. 2	0.1	
臓、縦隔および胸膜	C38	4	1	5	0.1	0.0	0.0	0.8	0.2	0.4	0.7	0.1	0.4	0.6	0.1	0.3	0.0	0.0	
の他および部位不明確の呼吸器系および胸腔内臓器	C39	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
四)肢の骨および関節軟骨	C40	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
の他および部位不明の骨および関節軟骨		2	3	5	0.0	0.1	0.0	0.4	0.5	0.4	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	
膚の悪性黒色腫 膚のその他	G43 G44	11 143	8 125	19 268	0.2 2.4	0.2 2.4	0. 2 2. 4	2. 1 27. 0	1.4 21.4	1. 7 24. 1	1.0 10.0	0. 7 5. 2	0.8 7.3	0. 7 7. 0	0.5 3.7	0.6 5.2	0. 1 0. 7	0.1	
皮腫	C45	10	2	12	0.2	0.0	0.1	1.9	0.3	1, 1	0.7	0.1	0.3	0. 5	0.0	0.2	0.1	0.0	•••••
ポジ肉腫	C46	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
梢神経および自律神経系の悪性新生物	C47	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
腹膜および腹膜	C48	7	16	23	0.1	0.3	0. 2	1.3	2.7	2. 1	0.7	0.9	0.9	0.8	0.7	0.7	0.1	0.1	
の他の結合組織および軟部組織 	C49	16	13	29	0.3	0.3	0.3	3, 0	2.2	2. 6	1.6	1.3	1.4	1.1	1.4	1.2	0. 1	0.1	
房	C50 C51	8	900	908	0.1	17. 6 0. 2	8. 2 0. 1	1.5	153.8	81.5	0.6	104.3 0.7	54.1	0.4	80. 6 0. 5	41.6	0.0	8.8 0.1	
PA	C52	_	3	3	_	0.1	0. 0	_	0.5	_	-	0.7	_	_	0.2	_	-	0.0	
宮頸部	053	_	95	95	_	1.9	0. 9	_	16. 2	_	_	12. 2	_	_	9.5	_	_	0.9	
宮体部	C54	_	189	189	-	3.7	1. 7	_	32.3	_	_	23.2	_	_	17.8	-	-	2.0	
宮部位不明	C55	-	7	7	-	0.1	0.1	-	1.2	-	-	0.1	-	-	0.1	-	-	0.0	
巣	C56	-	135	135	-	2.6	1. 2	-	23. 1	-	-	16.7	-	-	13.4	-	-	1.3	
の他および部位不明の女性性器	C57	-	5	5	-	0.1	0.0	-	0.9	-	-	0.3	-	-	0.2	-	-	0.0	
盤 茎	C58 C60	<u>-</u>	<u>.</u>	<u>1</u> 10	0.2	0.0	0.0	1. 9	0.2	<u>=</u>	0.8	0.3	<u>=</u>	0. 6	0.2	<u>-</u>	0. 1	0.0	
立腺	C61	994	-	994	16.8	_	9.0	187. 9	-	_	73. 1	_	_	50.3	_	_	6.4	_	
<del>单</del>	C62	17	_	17	0.3	_	0. 2	3. 2	_	_	4. 1	_	_	3.5	_	_	0.3	-	
の他および部位不明の男性性器	C63	4	_	4	0.1		0.0	0.8	_		0. 2			0. 2	_	_	0.0		
盂を除く腎	C64	135	57	192	2.3	1.1	1. 7	25. 5	9.7	17. 2	13.0	4.7	8.6	9.5	3.9	6.5	1. 2	0.4	
盂	C65	38	20	58	0.6	0.4	0.5	7. 2	3.4	5. 2	2. 2	1.0	1.5	1.4	0.7	1.0	0.1	0.1	
<b>萱</b> 犹	066	29 162	24	53	0.5	0.5	0.5	5. 5 30. 6	4.1	4. 8	1.6	1.0	1.2	1.1	0.6	0.8	0.1	0.0	
晄 D他および部位不明の泌尿器	C67 C68	162	71 0	233	2.7	1.4	2. 1 0. 0	30.6 0.2	12. 1 0. 0	20. 9 0. 1	12. 0 0. 1	3. 1 0. 0	7.2 0.0	8. 5 0. 0	2. 1 0. 0	5.0 0.0	1. 0 0. 0	0. 2 0. 0	
が記さい。 からないでは、 とっとも、 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。	C69		1		0.0	0.0	0.0	0. 4	0.2	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0		0.0	0.0	
莫	C70	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0	0.0	
	071	27	28	55	0.5	0.5	0.5	5.1	4.8	4. 9	3.5	2.4	2.9	2.9	2.1	2.5	0.2	0.2	
随、脳神経および中枢神経系のその他の部位	C72	1	1	2	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	0. 2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.0	0.0	
<b>犬腺</b>	C73	65	192	257	1.1	3.8	2. 3	12.3	32.8	23. 1	9.0	27.4	18.3	7. 1	22.2		0.8	2.2	
	C74	2	6	8	0.0	0.1	0.1	0.4	1.0	0.7	0.5	1.2	0.9	0.8	1.4	1.1	0.0	0.1	
の他の内分泌腺および関連組織 の他および不明確な部位	C75 C76	1	0	<u>1</u> 1	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0 <u>.</u> 1 0. 1	0.3	0.0	0.1	0.3	0.0	0.2	0.0	0.0 0.0	•••••
ル他のよび不明確な記位 ンパ節の続発性および部位不明	C77	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0. 2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
及器および消化器の続発性	C78	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
かた かんしゅう かんしゅ しゅんしゅ はんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅ しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん	C79	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
立不明	C80	31	29	60	0.5	0.6	0.5	5.9	5.0	5. 4	2.1	0.9	1.4	1.4	0.5	1.0	0.1	0.0	
ジキン病	C81	10	3	13	0.2	0.1	0.1	1.9	0.5	1. 2	2. 0	0.4	1.2	1.9	0.3	1.1	0.1	0.0	
de la late de la constantina del constantina de la constantina de la constantina de la constantina del constantina de la constantina del	C82	47	51	98	0.8	1.0	0.9	8.9	8.7	8.8	4. 9	5.2	5.0	3.5	3.9	3.7	0. 4	0.5	
	G83	91	73	164	1.5	1.4	1.5	17. 2	12.5	14. 7	7. 9	5.2	6.4	5.7	3.9	4.7	0.7	0.4	
まん性非ホジキンリンパ腫	C84	13 37	7 31	20 68	0.2	0.1	0. 2 0. 6	2. 5 7. 0	1.2 5.3	1. 8 6. 1	1. 1 2. 3	0.4	0.7 1.5	0. 7 1. 5	0.3	0.5 1.0	0. 1 0. 1	0. 0 0. 0	
まん性非ホジキンリンパ腫 悄性および皮膚T細胞リンパ腫	C85	31	31		0.6	0.0	0.0	0.6	0.2	0.4	0.3	0.9	0.2	0.2	0.0		0. 0	0.0	
まん性非ホジキンリンパ腫 梢性および皮膚T細胞リンパ腫 ホジキンリンパ腫のその他および詳細不明	C85	2	1																
胞性非ホジキンリンパ腫 まん性非ホジキンリンパ腫 梢性および皮膚(細胞リンパ腫 ホジキンリンパ腫のその他および詳細不明 性免疫増殖性疾患 発性骨髄腫および悪性形質細胞腫瘍	C88	3 51		4 94															
まん性非ホジキンリンパ腫 梢性および皮膚T細胞リンパ腫 ホジキンリンパ腫のその他および詳細不明		3 51 37	1 43 41	94 78	0.9	0.8	0. 9	9. 6 7. 0	7. 4 7. 0	8. 4 7. 0	4. 1 4. 8	2.3	3.1 4.5	2. 9	1.5 4.0		0. 3 0. 4	0.2	
まん性非ホジキンリンパ腫 梢性および皮膚1細胞リンパ腫 ホジキンリンパ腫のその他および詳細不明 性免疫増殖性疾患 発性骨髄腫および悪性形質細胞腫瘍	C88 C90	51	43	94	0.9	0.8	0.9	9.6	7.4	8. 4	4. 1	2.3	3.1	2. 9	1.5	2.2	0.3	0.2	
まん性非ホジキンリンパ腫 梢性および皮膚1細胞リンパ腫 ホジキンリンパ腫のその他および詳細不明 性免疫増殖性疾患 発皮増髄腫および悪性形質細胞腫瘍 シパ性白血病 球性白血病 球性白血病	C88 C90 C91	51 37	43 41	94 78	0.9 0.6	0.8	0. 9 0. 7	9. 6 7. 0	7. <b>4</b> 7. <b>0</b>	8. 4 7. 0	4. 1 4. 8	2.3 4.2	3.1 4.5	2. 9 4. 7	1.5 4.0	2.2 4.4 3.7	0. 3 0. 4	0. 2 0. 4	
まん性非ホジキンリンパ腫 梢性および皮膚「細胞リンパ腫 ホジキンリンパ腫のその他および詳細不明 性免疫増殖性疾患 発性骨髄腫および悪性形質細胞腫瘍 ンパ性白血病 髄性白血病	C88 C90 C91 C92	51 37	43 41 38	94 78 91	0.9 0.6 0.9	0.8 0.8 0.7	0. 9 0. 7 0. 8	9. 6 7. 0 10. 0	7. 4 7. 0 6. 5	8. 4 7. 0 8. 2	4. 1 4. 8 5. 3	2.3 4.2 4.2	3.1 4.5 4.6	2. 9 4. 7 3. 9	1.5 4.0 3.5	2.2 4.4 3.7 0.0	0. 3 0. 4 0. 4	0.2 0.4 0.3	

<sup>\*1</sup> 総数は男女および性別不詳の合計

		罹	患数		部	位割台	<b></b>	粗	罹患率			3	=齢調整権	<b>建患率</b>		3	積罹患	率(0-	74歳)
											日	本人口		世.	界人口				
部位	ICD-10	男	女	総数 *1	男	女	総数 *1	男	女	総数 *1	男	女	総数 *1	男	女	総数 *1	男	女	総数 *
上皮内がん	D00-D09	420	629		7.1	12.3	9. 5	79.4	107.5	94. 2	35. 4	96.2	65.1	24. 8	78.0	50.9	3. 1	7. 1	5.0
口腔、食道および胃	D00	22	6	28	0.4	0.1	0.3	4. 2	1.0	2. 5	1.9	0.3	1.0	1.3	0.2	0.7	0. 2	0.0	0.1
食道	D001	18	3	21	0.3	0.1	0.2	3.4	0.5	1.9	1.4	0.1	0.7	1.0	0.1	0.5	0.1	0.0	0.1
その他および部位不明の消化器	D01	167	101	268	2.8	2.0	2.4	31.6	17.3	24. 1	15.0	8.0	11.2	10.6	5.8	8.0	1.4	0.7	1.0
結腸	D010	105	66	171	1.8	1.3	1.5	19.8	11.3	15. 4	9.3	5.0	7.0	6.5	3.6	5.0	0.9	0.4	0.6
直腸S状結腸移行部	D011	11	2	13	0.2	0.0	0.1	2. 1	0.3	1.2	0.9	0.3	0.6	0.7	0.2	0.4	0.1	0.0	0.1
直腸	D012	32	20	52	0.5	0.4	0.5	6.0	3.4	4. 7	3.4	1.8	2.5	2.5	1.3	1.9	0.3	0.2	0.2
中耳および呼吸器系	D02	16	18	34	0.3	0.4	0.3	3.0	3.1	3, 1	1.8	1.2	1.5	1.3	0.9	1,1	0.1	0.1	0.1
気管	D021	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
気管支および肺	D022	12	17	29	0.2	0.3	0.3	2. 3	2.9	2.6	1.4	1.1	1.3	1.0	0.8	0.9	0.1	0.1	0.1
上皮内黒色腫	D03	2	4	6	0.0	0.1	0.1	0.4	0.7	0.5	0.1	0.2	0.2	0.1	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0
皮膚のその他	D04	26	44	70	0.4	0.9	0.6	4. 9	7.5	6.3	1.9	2.0	1.9	1.3	1.4	1.4	0.1	0.1	0.1
乳房	D05	0	124	124	0.0	2.4	1.1	0.0	21.2	11, 1	0.0	16.4	8.4	0.0	12.9	6.6	0.0	1.2	0.6
子宮頸部	D06	-	275	275	-	5.4	2.5	_	47.0	-	_	64.7	-	-	54.4	-	-	4.5	_
その他および部位不明の性器	D07	1	4	5	0.0	0.1	0.0	0.2	0.7	0.4	0.2	0.4	0.3	0.1	0.3	0.2	0.0	0.0	0.0
その他および部位不明	D09	186	53	239	3.1	1.0	2. 2	35. 2	9.1	21.5	14.6	3.0	8.3	10.0	2.0	5.7	1.3	0.2	0.7
膀胱	D090	171	35	206	2.9	0.7	1, 9	32.3	6.0	18.5	13.6	2.2	7.4	9.3	1.5	5.1	1.2	0.2	0.7
良性腫瘍	D32-D35	43	110		0.7	2.2	1. 4	8. 1	18.8	13. 7	4. 6	11.0	7.9	3. 5	8.7	6.1	0.3	0.9	0.6
髄膜	D32	19	74		0.3	1.4	0.8	3.6	12.6	8. 3	1.6	6.8	4.3	1.1	5.4	3.3	0.1	0.5	0.3
脳および中枢神経系	D33	10	14	24	0.2	0.3	0.2	1.9	2.4	2. 2	1.2	1.8	1.5	0.9	1.5	1.2	0.1	0.1	0.1
下垂体	D352	14	22	36	0.2	0.4	0.3	2.6	3.8	3. 2	1.8	2.3	2.1	1.5	1.8	1.6	0.1	0.2	0.2
頭蓋咽頭管	D353	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
松果体	D354	0	0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
性状不詳	D42-D47	104	95	199	1.8	1.9	1. 8	19.7	16.2	17. 9	8.7	7.2	7.8	7. 0	5.4	6.1	0.6	0.6	0.6
髄膜	D42	3	5		0.1	0.1	0. 1	0.6	0.9	0. 7	0. 2	0.5	0.4	0.2	0.4	0.3	0.0	0.0	0.0
脳および中枢神経系	D43	16	20	36	0.3	0.4	0.3	3.0	3.4	3. 2	1.6	2.4	2.0	1.3	2.0	1.6	0.1	0.2	0.1
下垂体	D443	2	2	4	0.0	0.0	0.0	0.4	0.3	0.4	0.4	0.2	0.3	0.6	0.2	0.4	0.0	0.0	0.0
頭蓋咽頭管	D444	2	3	5	0.0	0.1	0.0	0.4	0.5	0.4	0.6	0.3	0.5	1.0	0.3	0.6	0.0	0.0	0.0
松果体	D445	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
真正赤血球增加症	D45	8	6	14	0.1	0.1	0.1	1.5	1.0	1.3	0.7	0.5	0.6	0.5	0.4	0.5	0.1	0.1	0.1
骨髓異形成症候群	D46	57	40	97	1.0	0.8	0.9	10.8	6.8	8. 7	3. 3	1.7	2.4	2. 1	1.1	1.5	0.2	0.1	0.1
慢性骨髓增殖性疾患	D471	7	4	11	0.1	0.1	0.1	1.3	0.7	1.0	0.7	0.3	0.5	0.6	0.2	0.4	0.1	0.0	0.1
本態性(出血性)血小板血症	D473	7	13	20	0.1	0.3	0. 2	1. 3	2. 2	1. 8	1.0	1.1	1.0	0.7	0.8	0.8	0.1	0.1	0.1

<sup>\*1</sup> 総数は男女および性別不詳の合計

			T +L +L			<b>ル</b> サック		4	エーナ				T 46 = F = ++	C +4- +5-			田林でご	<b>歩 /^ っ</b>	7 4 15-
			花亡数		部	位割合		粗	死亡率		日;	<u></u>	丰齢調整列		界人口		累積死亡	. 华 (0-7-	4歳
部位	ICD-10	男	女	総数 *1	男	女	総数 *	41 男	女	- 総数 *1	男	女	総数 *1	男	女	 総数 *1	男	女絲	総数
部位	COO-C97 DOO-D47	2, 181	1, 741	3, 922	100.0	100.0	100.0	417.0	300.7	355.9	141.7	82. 7	107. 9	95.5	57. 9	74.0	10.1	5. 8	7
部位	C00-C97	2, 113	1, 676	3, 789	96.9	96.3	96.6	404.0	289.5	343.8	137.8	80. 4	105.0	92.9	56.4	72.0	9.9	5. 7	7
唇 In other to	C00	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0
根<基底>部	CO1	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0
の他および部位不明の舌 肉	002	5 6	6	11 12	0.2	0.3	0.3	1.0	1.0 1.0	1.0 1.1	0.5	0.4	0.4 0.2	0.4	0.3 0.1	0, 3 0, 1	0.0	0. 0 0. 0	0
腔底	CO3 CO4	1	1	2	0.0	0.1	0.1	0.2	0.2	0. 2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	C
<b>=</b>	C05	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0
の他および部位不明の口腔	C06	3	2	5	0.1	0.1	0.1	0.6	0.3	0.5	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	C
下腺	CO7	3	3	6	0. 1	0.2	0.2	0.6	0.5	0.5	0.4	0. 2	0.3	0.3	0.2	0.2	0.0	0.0	C
の他および部位不明の大唾液腺	C08	2	1	3	0. 1	0.1	0.1	0.4	0.2	0.3	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	C
桃	C09	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0
<b>咽頭</b>	010	12	3	15 2	0.6	0.2	0.4	2.3 0.2	0.5 0.2	1.4 0.2	0.9 0.1	0. 1 0. 1	0.4 0.1	0.6	0. 0 0. 0	0.3 0.0	0.1	0. 0 0. 0	(
<上>咽頭 状陥凹<洞>	C11 C12	0	0	0	0.0	0.1	0.0	0.2	0.2	0.2	0.1	0. 1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(
内頭	C13	10	6	16	0.5	0.3	0.4	1.9	1.0	1.5	0.8	0.6	0.7	0.5	0.4	0.5	0.1	0.0	(
の他および部位不明確の口唇、口腔および咽頭	C14	6	1	7	0.3	0.1	0.2	1.1	0.2	0.6	0.3	0.1	0.2	0.2	0.0	0.1	0.0	0.0	
道	C15	69	18	87	3. 2	1.0	2.2	13. 2	3.1	7. 9	5.2	1. 2	3.0	3.5	0.8	2. 1	0.4	0.1	(
	C16	238	151	389	10.9	8.7	9.9	45.5	26.1	35.3	16.0	6.0	10.4	11.2	4. 2	7.3	1.2	0.4	-
易	C17	4	6	10	0. 2	0.3	0.3	0.8	1.0	0.9	0.2	0. 2	0.2	0.1	0. 1	0.1	0.0	0.0	
日 物	C18	134	158	292	6. 1	9.1	7. 4	25.6	27.3	26.5	9.0	6. 1	7.4	6.2	4. 2	5. 1	0.7	0. 4	
易S状結腸移行部	C19	1	4	5	0.0	0.2	0.1	0.2	0.7	0.5	0.1	0. 2	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	
易 門および肛門管	C20 C21	70 1	59 2	129	3. 2 0. 0	3.4 0.1	3.3 0.1	13.4	10.2	11. 7 0. 3	4.8 0.1	2. 6 0. 1	3.6 0.1	3.2 0.0	1.8	2.5 0.1	0.4	0. 2 0. 0	
および肝内胆管	C22	195	99	294	8.9	5.7	7.5	37.3	17.1	26.7	12.9	3. 4	7. 6	8.7	2. 2	5.1	0.0	0. 0	
) )	C23	29	45	74	1.3	2.6	1.9	5.5	7.8	6.7	1.9	1. 9	1.9	1.2	1. 2	1.2	0.1	0. 1	
O他および部位不明の胆道	C24	48	81	129	2. 2	4.7	3.3	9. 2	14.0	11. 7	2.8	3. 0	2.9	1.8	2. 1	2.0	0.2	0. 2	
费	C25	194	199	393	8. 9	11.4	10.0	37.1	34.4	35.7	13.8	9. 4	11.4	9.5	6. 4	7.8	1.1	0.7	
他および部位不明の消化器	C26	1	0	1	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
2および中耳	C30	3	0	3	0.1	0.0	0.1	0.6	0.0	0.3	0.3	0.0	0.1	0.2	0.0	0.1	0.0	0.0	
腔	C31	5	5	10	0.2	0.3	0.3	1.0	0.9	0.9	0.2	0.3	0.2	0.1	0. 2	0.1	0.0	0.0	
	C32 C33	9	0	9	0.4	0.0	0.2	1.7	0.0	0.8	0.7 0.0	0.0	0.3 0.0	0.5	0.0	0. 2 0. 0	0.1	0. 0 0. 0	
ぎ ぎ支および肺	C34	515	250	765	23 6	14.4	19.5	98.5	43.2	69.4	32.8	10.5	20.3	21.7	7, 1	13, 5	2.4	0. 7	
R	037	1	200	3	0.0	0.1	0.1	0.2	0.3	0.3	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
、 裁、縦隔および胸膜	C38	1	1	2	0.0	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
)他および部位不明確の呼吸器系および胸腔内臓器	C39	1	0	1	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
目)肢の骨および関節軟骨	C40	1	1	2	0.0	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.4	0.3	0.2	0.4	0.3	0.0	0.0	
O他および部位不明の骨および関節軟骨	C41	2	2	4	0.1	0.1	0.1	0.4	0.3	0.4	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	
岩の悪性黒色腫	C43	4	3	7	0.2	0.2	0.2	0.8	0.5	0.6	0.7	0. 1	0.4	0.6	0. 1	0.4	0.1	0.0	
雪のその他	C44	3	10	13	0. 1	0.6	0.3	0.6	1.7	1.2	0.3	0.3	0.3	0.2	0. 2	0. 2	0.0	0.0	
皮腫 ポジ肉腫	C45 C46	10 0	3	13 0	0.5	0.2	0.3	1.9	0.5	1. 2 0. 0	0.6 0.0	0.3	0. 4 0. 0	0.4	0.2	0.3	0.1	0. 0 0. 0	
ハン内腫 梢神経および自律神経系の悪性新生物	C47	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
腹膜および腹膜	C48	4	10	14	0. 2	0.6	0.4	0.8	1.7	1.3	0.4	0.8	0.6	0.3	0.6	0.4	0.0	0.1	
の他の結合組織および軟部組織		7	5	12	0.3	0.3	0.3	1.3	0.9	1.1	0.5	0.7	0.6	0.4	0.5	0.4	0.1	0.0	
<b>房</b>		1	127	128	0.0	7.3	3, 3	0.2	21.9	11.6	0.0	11, 1	5.8	0.0	8, 2	4.3	0.0	0.9	
陰	C51	-	3	3	-	0.2	0.1	-	0.5	-	-	0. 2	-	-	0. 1	-	-	0.0	
	C52	-	3	3	-	0.2	0.1	-	0.5	-	-	0.3	-	-	0. 2	-	-	0.0	
宮頸部	C53	-	32 29	32 29	_	1.8	0.8	-	5.5	-	_	2.5	-	-	1.9	-	_	0.2	
宮体部 宮部位不明	C54 C55	_	29	29	_	1.7	0.7 0.5	_	5.0 3.6	_	_	1.3	_	_	0.9	_	_	0. 2	
5 DP IC 1 195	C56	_	48	48	_	2.8	1.2	_	8.3	_	_	3. 3	_	_	2. 5	_	_	0. 3	
へ D他および部位不明の女性性器	C57	_	1	1	_	0.1	0.0	_	0.2	_	_	0.1	_	_	0.0	_	_	0.0	
2	C58	_	0	0	_	0.0	0.0	_	0.0	-	_	0.0	-	_	0.0	-	-	0.0	
ž	C60	2	-	2	0. 1	-	0. 1	0.4	-	-	0.2	-	-	0.2	-	-	0.0	-	
<b>江腺</b>	C61	135	-	135	6.2	-	3.4	25.8	-	-	7.0	-	-	4.5	-	-	0.4	-	
4	C62	1	-	1	0.0	-	0.0	0.2	-	-	0.2	-	-	0.2	-	-	0.0	-	
)他および部位不明の男性性器 - + - 20 / 877	C63	0	<del>-</del>		0.0	<u>-</u>	0.0	0.0	<del>-</del>	<del>.</del>	0.0	<del>-</del>	<del>.</del>	0.0	<del>-</del>	<del>-</del>	0.0	<u>-</u>	
Eを除く腎 E	C64 C65	31 17	11 14	42 31	1. 4 0. 8	0.6	1.1	5.9 3.3	1.9 2.4	3. 8 2. 8	2.1 0.9	0.3	1. 1 0. 7	1.4 0.5	0. 2 0. 4	0. 7 0. 4	0.1	0. 0 0. 0	
<u>.</u>	C66	20	12	32	0.9	0.7	0.8	3.8	2.1	2.9	1.1	0.3	0.6	0.7	0. 2	0.4	0.1	0.0	
± *	C67	60	32	92	2. 8	1.8	2.3	11.5	5.5	8.3	3.2	0.8	1.8	2.0	0. 5	1.2	0.2	0.0	
)他および部位不明の泌尿器	C68	0	5	5	0.0	0.3	0.1	0.0	0.9	0.5	0.0	0.1	0.1	0.0	0. 1	0.0	0.0	0.0	
3よび付属器	C69	0	1	1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
Į.	C70	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	C71	18	16	34	0.8	0.9	0.9	3.4	2.8	3.1	1.7	1.3	1.5	1.2	1.0	1.1	0.1	0. 1	
1、脳神経および中枢神経系のその他の部位	C72	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
大腺 香	073	5	8	13	0. 2	0.5	0.3	1.0	1.4	1.2	0.3	0.3	0.3	0.2	0. 2	0.2	0.0	0.0	
	074	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0 0.0	0.0	0. 0 0. 0	0.0 0.0	0.0	0. 0 0. 0	0. 0 0. 0	0.0	0. 0 0. 0	
他の内分泌腺および関連組織 他および不明確な部位	C75 C76	0	1	1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	••••
ンパ節の続発性および部位不明	077	0	0	. 0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
器および消化器の続発性	C78	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
他の部位の続発性	C79	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
不明	C80	28	35	63	1.3	2.0	1.6	5.4	6.0	5.7	1.7	1.4	1.5	1.1	0.9	1.0	0.1	0.1	
キン病	C81	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
性非ホジキンリンパ腫	C82	4	2	6	0.2	0.1	0.2	0.8	0.3	0.5	0.2	0.1	0.1	0.2	0.0	0.1	0.0	0.0	
E ん性非ホジキンリンパ腫	C83	23	11	34	1. 1	0.6	0.9	4.4	1.9	3.1	1.8	0.6	1.2	1.2	0. 4	0.8	0.1	0.1	
質性および皮膚T細胞リンパ腫	C84	4	0	4	0. 2	0.0	0.1	0.8	0.0	0.4	0.2	0.0	0.1	0.1	0.0	0. 1	0.0	0.0	
ジキンリンパ腫のその他および詳細不明	C85	53	45	98	2. 4	2.6	2.5	10.1	7.8	8.9	2.7	1.4	1.9	1.8	0.9	1.3	0.1	0.1	
・免疫増殖性疾患	C88	3	0	3	0.1	0.0	0.1	0.6	0.0	0.3	0.2	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	
性骨髄腫および悪性形質細胞腫瘍	090	28	25	53	1.3	1.4	1.4	5.4	4.3	4.8	1.6	0.9	1.2	1.0	0.5	0.7	0.1	0.1	
が性白血病	C91	25 45	9	34	1.1	0.5	0.9	4.8	1.6	3.1	1.9	0.4	1.1	1.3	0.3	0.8	0.2	0.0	
性白血病 btt 白血病	C92	45	32	77	2.1	1.8	2.0	8.6	5.5	7.0	2.9	1.8	2.3	1.9	1.3	1.5	0.2	0.1	
R性白血病 D他の明示された白血病	C93 C94	3	1	4	0.1	0.1	0.1	0.6	0.2	0.4 0.1	0.4 0.0	0. 0 0. 1	0. 2 0. 0	0.4	0. 0 0. 0	0, 2 0, 0	0.0	0. 0 0. 0	
	U2 <del>11</del>	U								1.0				0.0	0.0	0.0		0.0	
	C95	5	R	11	0.2	0.3													
型型不明の白血病 パ組織、造血組織および関連組織のその他および詳細不明	C95 C96	5 1	6	11	0.2	0.3	0.3	1.0 0.2	1.0 0.0	0.1	0.1 0.0	0. 2	0. 2 0. 0	0.0	0. 2	0.0	0.0	0.0	

	·	3	E亡数		部	位割台	ì	粗	死亡率			4	丰齢調整死	亡率			累積死亡	率(0-7	4歳)
				,							日	本人口		世	界人口				
部位	ICD-10	男	女	総数 *1	男	女	総数 *1	男	女	総数 *1	男	女	総数 *1	男	女	総数 *1	男	女絲	8数 *
上皮内がん	D00-D09	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
口腔、食道および胃	D00	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0, 0	0.0
食道	D001	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他および部位不明の消化器	D01	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
結腸	D010	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
直腸S状結腸移行部	D011	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
直腸	D012	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
中耳および呼吸器系	D02	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
気管	D021	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
気管支および肺	D022	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
上皮内黑色腫	D03	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
皮膚のその他	D04	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
乳房	D05	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
子宮頸部	D06	_	0	0	_	0.0	0.0	-	0.0	-	_	0.0	-	_	0.0	_	_	0.0	_
その他および部位不明の性器	D07	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他および部位不明	D09	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
膀胱	D090	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
良性腫瘍	D32-D35	0	1	1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.2	0. 1	0.0	0. 1	0. 1	0.0	0. 1	0. 1	0.0	0.0	0.0
髄膜	D32	0	1	1	0.0	0, 1	0.0	0.0	0.2	0, 1	0.0	0, 1	0, 1	0.0	0, 1	0. 1	0.0	0, 0	0.0
脳および中枢神経系	D33	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
下垂体	D352	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
頭蓋咽頭管	D353	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
松果体	D354	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
性状不詳	D42-D47	57	38	95	2. 6	2.2	2. 4	10.9	6.6	8, 6	3, 2	1. 5	2. 2	2, 1	1. 0	1.5	0, 2	0, 1	0.1
髄膜	D42	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
脳および中枢神経系	D43	12	10	22	0.6	0.6	0.6	2.3	1.7	2.0	0.5	0. 3	0.4	0.3	0. 2	0. 2	0.0	0.0	0.0
下垂体	D443	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
頭蓋咽頭管	D444	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
松果体	D445	0	1	1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.2	0.1	0.0	0. 2	0.1	0.0	0. 1	0.1	0.0	0.0	0.0
真正赤血球増加症	D45	2	1	3	0.1	0.1	0.1	0.4	0.2	0, 3	0, 1	0, 0	0, 1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
骨髓異形成症候群	D46	39	23	62	1.8	1.3	1.6	7.5	4.0	5.6	2.3	0.8	1.4	1.5	0.6	1.0	0.1	0.0	0.1
慢性骨髓增殖性疾患	D471	1	0	1	0.0	0.0	0.0	0. 2	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
本態性(出血性)血小板血症	D473	2	1	3	0.1	0.1	0.1	0.4	0.2	0.3	0.2	0.0	0.1	0.2	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0

<sup>\*1</sup> 総数は男女および性別不詳の合計

		4		} } }	半	† * *	# F •		<b>装</b>		手術/	/内視鏡		療めい	治療なし
部位	ICD-10	集計対象数 *1	手信のみ *2	内倪頭のみ	十内視鏡	政躬様のみ	· ※ 参のよ *3	+放射線	+その徳 *4	+放射線	+ 操 <b>を</b>	+その他 *4	+ 放射線 + 薬物	信の数 *5	i 六 肥
全部位	C00-C96	9, 390	- 1	6. 7	0.5	2.4	15.6				15. 1		3. 2	1.6	20. 1
口腔•咽頭	C00-C14	216	31.5	5.6	0.0	5 6	4. 2	14. 8	0.0	4. 2	7 4	0.0	9. 7		15. 7
	015	188	-	22. 9		4.8							3.7		20. 2
<b>10</b> 18	016	974	-			0.1									
大腸(結腸・直腸)	018-020	1, 261	-	11. 7	1.0	0.1	<u>ပ</u> ာ ယ		0. 1		22.3				15.6
	C18	837	-			0. 1									
直腸	C19-C20	424	37.5	14.4	0.9	0.0									
肝および肝内胆管	022	441	-	0.2		2. 7									
う・胆管	C23-C24	219	-	0.0	0.0	1.4									
	025	448	-			0.7	31.5								
喉頭	032	69	21. 7	14. 5		15.9	2.9								5 8
哥	033-034	1, 219	27. 2		0.0	8. 2	17.8								31.0
皮膚	043-044	283	88. 7	0.0		0.4	0.4						0.7		7. 1
乳房	050	901	12.9		0.0	0.4									7. 1
乳房(女性のみ)	050	893	12.9	0.0		0.4	4.0				41. 1				7. 1
子宮	053-055	282	38. 3			3. 2					33.0				11.0
子宮頸部	053	91	29. 7		0.0	7. 7									15.4
子宮体部	C54	188	43. 1	0.0	0.0	<u></u>					45. 7				0
<b></b> 9 巣	C56	131	35. 9		0.0	0.8	<u>၂</u> သ				39. 7				18 သ
前立腺	061	985	24. 1	0.5	0.0	4. 0					4. 1				7
膀胱	067	223	<u>ი</u> ა		<u>ယ</u> —	0.9					27. 8				16.6
腎・尿路(膀胱除く)	C64-C66 C68	300			1.0	1.0	5.0		0.0				0. 3	<u>1</u> . သ	20.0
校	C70-C72	56	<u>1</u> 8	0.0	0.0	7. 1					5.4				42.9
甲状腺	073	257			0.0	0.0									14.0
悪性コンパ腫	C81-C85 C96	357	-		0.0	1. 7					4.2				
多発性骨髄腫	C88-C90	96	0.0		0.0	1.0									31.3
自病	C91-C95	184	-		0.0	0.0									
1 700 t 8 / /// www.															

<sup>\*1</sup> DCOを除く総数
\*2 外科的、鏡視下治療のいずれかが「1:あり」
\*3 化学療法、内分泌療法のいずれかが「1:あり」
\*4 その他治療が「1:あり」
\*5 左記以外の治療組合せ

付表3. 初回治療内容割合詳細(%): 部位別

B. 上皮内がんを含む

大分県

2021年

			<del> </del>		半余	† * •			楼		手術/[	内視鏡			治療なし
部位	ICD-10	集計対象数 *1	十割のみ *2	内疣頭のみ	十内視鏡	放物様のか	米含のやき	+放射線	+その他 *4	+放射線	+薬物	+その他 *4	十放射線 十薬物	160新日 *5	光思
	C00-C96 D00-D09	10, 439	30.5	9. 2	0.4	22	14.0		0.9	1.3	14.3	0.4		1.8	18.5
食道	C15 D001	209	6. 2	30.6	0.5	4.3	5. 7	15.8	0.0	0.0	14.4	0.0	<u>ယ</u> ယ	1.0	18. 2
大腸(結腸・直腸)*4	C18-C20 D010-D012	1, 497	3 <u>6.</u> 1	24. 0	0.9	0. 1	4.5		0.1	0.0	18.8	0.0	1.0	0.7	<u>သ</u> သ
	C18 D010	1, 008	37. 2	23. 8	0.9	0. 1	<u>ယ</u> ထ	0.0	0. 1	0.0	18.8	0.0	0. 1	0.4	14.8
直腸 *4	C19-C20 D011-D012	489	33. 7	24. 5	0.8	0.0	5.9	2.0	0.0	0.0	18.6	0.0	2.9	1.2	10. 2
事	C33-C34 D021-D022	1, 248	28. 6	0.0	0.0	8.0	17.4	7. 2	0. 2	0.2		0.0	0.6		
皮膚	C43-C44 D030-D049	359	90.0	0.0	0.0	0.3	0.3	0.0	0.0	0.3	1.4	0.6	0.6		<u>5</u> 8
乳房	C50 D05	1, 025	17. 5	0.0	0.0	0.5	<u>ပ</u> တ	0.9	0.0				20. 1		6.6
乳房(女性のみ)	C50 D05	1, 017	17. 5	0.0	0.0	0.5	3.7	0.9	0.0	9. 2	36. 4	<u>0</u> သ	20. 2	4. 7	6.6
子宮	C53-C55 D06	557	59. 8	0. 2	0.0	1.6	0.5	3.4	0.0	<u></u> ა	16. 7	0.0	<u>-1</u> &		9. 3
子宮頸部	C53 D06	366	68. 9	<u>၀</u> အ	0.0	1.9	0.5	4.9	0.0		1. 9	0.0	2.7	7. 9	9 6
膀胱	C67 D090	429	6.5	35. 9	1. 6	0. 5	1. 4	0.0	0.2	0.9	32.4	5. 4	0.0		9 <u>.</u> 3

<sup>\*1</sup> DCOを除く総数

<sup>\*2</sup> 外科的、鏡視下治療のいずれかが「1:あり」
\*3 化学療法、内分泌療法のいずれかが「1:あり」
\*4 その他治療が「1:あり」
\*5 左記以外の治療組合せ
\*6 粘膜がんを含む

玖珠町	九重町	田田田	姬島村	風東市	由布市	豊後大野市	宇佐市	杵雞市	豊後高田市	<b>外田市</b>	津久見市	日杵市	佐伯市	日田市	中海市	別府市	大分市	大分県内市	大分県				玖珠町	九重町	田田田田	姫島村	国東市	由布市	豊後大野市	宇佐市	祥 解 七	豊後高田市	竹田市	津久見市	中	在台市	田田市	中華市	別府市	大分市	大分県内市	大分県			
						3			31									大分県内市区町村不定											31			<del>31</del>									大分県内市区町村不定				
_	0	0	_	0	0	0	_	0	0	0	0	0	-	2	0	0	2	0	00	男			74	57	146	16	181	178	189	276	137	103	114	89	196	378	286	375	556	1999	0	5350	细		
4	00	26	0	27	26	29	29	17	10	13	12	27	58	26	60	Ξ	417	0	900	女	C50	置	59	43	112	4	120	138	160	225	110	82	91	83	139	285	203	299	505	1610	2	4270	女	C00-C96	全部位
OI	00	26	-	27	26	29	30	17	10	3	12	27	59	28	60	Ξ	419	0	908	総数			133	100	258	20	301	316	349	501	247	185	205	172	335	663	489	674	1061	3609	2	9620	総数		
																					0		ы	ω	ω	0	6	2	6	7	σı	6	4	ယ	ယ	4	10	7	16	59	0	157	男		П
51	4	=	0	10	12	10	20	00	4	4	2	51	4	24	18	35	105	0	291	枚	C53-C55	卧	ω	0	_	0	-	-	ω	ω	-	0	2	_	4	σı	ω	2	Ξ	21	0	62	女	C00 <del>-</del> C14	口腔 咽頭
																							6	ω	4	0	7	ω	9	10	6	6	6	4	7	19	చ	9	27	80	0	219	総数		,
																						.tı	2	2	cn	0	យា	6	=	10	2	2	2	7	o o	74	00	10	12	54	0	158	男		
0	0	6	0	_	4	ယ	6	_	0	4	2	2	4	4	ω	=	34	0	95	女	C53	子宮頸部	_	_	_	0	0	_	0	0	_	2	0	_	0	4	2	2	6	10	0	32	女	C15	食道
																							ယ	ω	6	0	ບາ	7	=	10	ယ	4	2	00	o o	<del>-</del>	10	12	18	64	0	190	総数		
																							=	7	16	4	4	25	18	45	16	14	21	13	25	46	38	50	54	261	0	678	珊		
4	4	۲٦.	0	9	00	6	14	7	4	0	0	ω	10	9	14	24	68	0	189	枚	C54	子宮体部	6	_	9	2	υı	9	15	21	ω	=	4	10	o	25	15	20	40	Ξ	0	318	女	C16	10
																						53	17	œ	25	6	19	34	33	66	24	25	25	23	<u> </u>	71	53	70	94	372	0	996	総数		
																							9	10	20	_	17	22	25	34	15	4	œ	œ	16	36	44	49	97	237	0	662	男		大腸
2	2	2	0	7	ω	4	7	G	4	4	0	6	7	6	10	17	49	0	135	女	C56	船業	=	6	13	_	19	26	18	33	=	13	74	15	26	36	37	50	64	228	0	621	女	C18-C20	大腸(結腸・直腸)
																							20	16	33	2	36	48	43	67	26	27	22	23	42	72	<u>®</u>	99	161	465	0	1283	総数	0	直腸)
																							00	7	=	_	00	12	17	24	10	9	7	0	<del>1</del> 3	25	24	32	65	143	0	422	细		
17	4	30	2	51	29	35	47	27	17	22	=	39	83	37	57	106	380	0	994	男	C61	前立腺	10	51	7	0	15	17	15	23	6	=	10	œ	<del>1</del> 6	25	21	38	40	163	0	432	女	C18	結腸
																						~	18	12	18	_	23	29	32	47	16	20	17	4	<u> </u>	50	45	70	105	306	0	854	総数		
_	_	2	0	ယ	4	5	6	6	ω	2	_	4	14	Ξ	16	=	72	0	162	男			_	ω	9	0	9	10	00	10	G1	51	_	2	ယ	=	20	17	32	94	0	240	细		
0	0	2	0	_	_	6	4	_	ω	_	_	ω	7	ω	9	œ	21	0	71	女	C67	膀胱	_	_	6	_	4	9	ω	10	5	2	4	7	00	=	16	12	24	65	0	189	女	C19-C20	直腸
_	_	4	0	4	51	=	10	7	6	ω	2	7	21	14	25	19	93	0	233	総数			2	4	15	_	13	19	=	20	10	7	បា	9	=	22	36	29	56	159	0	429	総数	ĭŏ	
2	2	9	0	7	6	7	œ	<sub>5</sub>	_	6	_	6	10	16	17	16	84	0	203	男	Q	10%	cn	6	10	2	ω	19	14	13	10	ယ	4	5	<del>1</del> 3	22	18	20	46	106	0	319	珊		肝.
0	2	4	0	ယ	ω	51	6	IJ	_	2	ω	4	4	2	7	Ξ	39	0	101	女	C64-C66 C68	腎 尿路(膀胱除く	ω	_	ω	0	ω	7	7	10	O1	2	ω	_	ယ	7	7	7	23	46	0	145	女	C22	肝および肝内胆管
2	4	13	0	10	9	12	14	10	22	<b>∞</b>	4	10	14	18	24	27	123	0	304	総数	C68	光際()		7	13	2	6	26	21	23	15	51	7	<b>o</b>	16	36	25	27	69	152	0	464	総数		内胆管
0	_	_	0	2	2	2	ω	_	0	_	0	0	0	2	2	_	10	0	28	믤		灵	_	_	4	0	4	ű	თ	6	თ	4	ω	_	ن ن	6	7	υı	4	39	0	107	男		-
0	0	0	0	2	0	_	ω	0	0	_	_	ယ	2	_	4	_	10	0	29	女	C70-C72	脳 中枢神経系	2	2	ω	0	7	4	7	6	ယ	ω	ຜ	4	cn cn	9	00	=	10	40	0	129	女	C23-C24	胆のう・胆管
0	_	_	0	4	2	ω	6	_	0	2	_	ω	2	ယ	6	2	20	0	57	総数	72	経済	ယ	ω	7	0	=	9	13	12	9	7	œ	ڻ ن	<del>1</del> 0	15	15	16	14	79	0	236	総数	24	画
_	0	_	0	_	4	0	_	ω	_	4	0	_	ω	4	2	10	29	0	65	男			ω	ω	00	0	10	4	ω	13	o	4	4	2	10	20	12	17	30	80	0	229	男		
ω	2	4	0	7	ယ	ω	7	7	ω	6	ω	6	=	10	16	29	72	0	192	対	C73	甲状腺	2	0	7	_	ڻ.	10	9	16	10	2	00	00	6	23	=	13	33	77	0	241	女	C25	舞舞
4	2	5	0	80	7	ω	00	10	4	10	ω	7	14	14	18	39	101	0	257	総数		XIII.	5	ω	15	_	15	14	12	29	16	6	12	10	16	43	23	30	63	157	0	470	総数		
_	_	_	2	13	5	9	œ	00	4	7	4	=	9	51	16	16	79	0	199	男	c	2lni	0	2	G	0	2	4	_	ω	0	2	2	_	ယ	00	ω	ω	6	20	0	65	男		
4	_	4	0	2	6	6	=	7	œ	2	4	51	6	10	74	17	58	0	165	女	C81-C85	悪性コンパ腫	0	0	0	0	0	_	0	0	0	0	0	0	_	0	0	0	_	_	0	4	女	C32	喉頭
51	2	5	2	15	Ξ	15	19	15	12	9	00	16	15	15	30	33	137	0	364	総数	C96	心臓	0	2	ڻ.	0	2	ű	_	ω	0	2	2	_	4	00	ω	S	7	21	0	69	総数		
0	_	0	0	ω	3	_	3	_	_	0	_	_	7	2	6	9	15	0	54	男		ш		7	22	2	27	26	26	56	17	19	14	14	34	54	48	68	86	299	0	827	男		
0	_	2	0	0	_	ω	သ	0	0	2	_	ω	4	2	4	C)	13	0	44	対	C88-C90	多発性骨髄腫	7	80	12	0	7	15	18	31	13	80	=	7	12	18	17	39	46	171	0	440	女	C33-C34	哥
0	2	2	0	ယ	4	4	6	_	_	2	2	4	=	4	10	14	28	0	98	総数	.90	離腫	15	15	34	2	34	41	44	87	30	27	25	21	46	72	65	107	132	470	0	1267	総数	34	
2	_	2	0	ယ	2	2	ω	2	0	ω	2	ω	9	ယ	6	ن ن	49	0	97	火 男			4	2	2	0	6	7	=	ω	2	_	2	=	ن ن	10	7	9	15	57	0	7 154	男		
ω	_	_	0	2	3	ω	4	_	2	4	ω	4	15	_	4	10	27	0	88	女	C91-C95	白血病	2	0	4	0	9	2	7	8	ω	2	2	4	6	9	=	4	13	47	0	133	女	C43-C44	皮膚
ហ	2	ω	0	51	5	51	7	ω	2	7	Sī.	7	24	4	10	15	76	0	185	総数	395	洲	6	2	6	0	15	9	18	Ξ	51	ω	4	15	=	19	18	13	28	104	0	3 287	総数	344	and
													_		_				UI UI	烙							٠.		_								-		-	4		7	"教		

玖珠町	九重町	田田田	姫鵬村	国東市	由布市	豊後大野市	宇佐市	杵築市	豊後高田市	竹田市	津久見市	臼杵市	佐伯市	日田市	中華市	別府市	大分市	大分県内市区町村不定	大分県			
81	60	157	16	193	192	201	297	147	Ξ	119	96	207	414	301	407	590	2181	0	5770	珊	C00-	
66	47	130	ű	137	157	171	260	128	97	99	94	155	325	222	328	588	1888	2	4899	女	C00-C96 D00-D09	全部位
147	107	287	21	330	349	372	557	275	208	218	190	362	739	523	735	1178	4069	2	10669	総数	D09	
3	ယ	6	0	5	7	Ξ	Ξ	4	2	2	œ	6	15	9	=	13	60	0	176	珊	c	
-	_	-	0	0	-	0	0	2	2	0	-	_	4	2	2	60	=	0	35	女	C15 D001	食道
4	4	7	0	ű	00	Ξ	Ξ	6	4	2	9	7	19	Ξ	13	19	71	0	211	総数		
Ξ	=	22	-	18	24	27	42	18	17	co	10	21	53	53	63	107	304	0	810	男	C18-C20 D010-D012	大腸(
13	7	17	2	23	28	19	40	4	15	15	18	29	43	38	57	74	257	0	709	女	0 D010-	大腸(結腸・直腸)
24	18	39	ω	41	52	46	82	32	32	23	28	50	96	91	120	181	561	0	1519	総数	D012	腸)
9	co	13	_	9	4	8	29	13	Ξ	7	œ	18	38	28	39	72	192	0	527	男	C1	
12	G	9	0	18	19	16	29	9	13	10	Ξ	21	28	22	43	48	185	0	498	女	C18 D010	結腸
21	13	22	-	27	33	34	58	22	24	17	19	39	66	50	82	120	377	0	1025	総数	0	
2	ω	9	0	9	10	9	13	5	6	_	2	ω	15	25	24	35	112	0	283	男	19-C20	_
-	2	œ	2	Si	9	ω	=	G	2	5	7	œ	15	16	14	26	72	0	211	女	D011-	融画
ယ	51	17	2	14	19	12	24	10	00	6	9	=	30	41	38	61	184	0	494 8	総数	C19-C20 D011-D012 C33-C34 D021-D022 C43-C44 D030-D049	
8	7	22	2	27	27	26	59	17	20	4	4	34	55	48	88	88	303 1	0	839 4	男	33-C34	
7 1	8	13	0	7 3	17 4	18	32 9	15	10	=	7 2	12 4	18	18 6	39 1	51 1	174 4	0	457 12	女総	D021-D	肺
5	5	35	2	34	4	44	91	32	30	25	21 1	46	73 1	66	107	139	477 6	0	1296 1	総数	022 C4	
5	2	4		7 1	5	=	4		_	ω	12	6	12 1	7 1	10	18	68 6	0	182 1	男	3-C44	知
3 8	0 2	7 1	0	2 1	2		0	6	ω.	3	5	6 1	16 28	13 20	6	7 35	66 1;	0 0	181 363	女 総数	D030-D	皮膚
_		_	_	19 (	12 (	19 (	14	0	_	0	17 (	12 (	8	0	16 0	5	134 2	0	33 8	数男	)49	
6		27	0	30	29	31	35	19	10	-	13	31	66	36	63	129	477	0	1024	女	C50 D05	乳房
7	co	7 27	_	30	) 29	31	36	19	10	14	13	31	67	38	8 63	9 129	7 479	0	24 1032	総数	D05	洲
				_					_							9	9		2	Ž.	_	
6	Ch	18	0	16	21	13	37	13	Ξ	6	00	10	25	28	32	73	244	0	566	女	C53-C55 D06	子圖
-	_	13	0	7	13	6	23	6	7	6	60	7	15	18	17	49	173	0	370	女	C53 D06	子宮頸部
చ	2	7	0	Ξ	9	13	Ξ	7	7	G	ω	œ	26	14	31	26	150	0	333	男	C	
-	-	2	0	2	ω	00	4	ω	5	2	_	ω	Ξ	ω	=	=	35	0	106	女	C67 D090	膀胱
4	ω	9	0	13	12	21	15	10	12	7	4	Ξ	37	17	42	37	185	0	439	総数	ŏ	

付表5-A 市町村別年齢階級別がん罹患数(上皮内がんを除く) \*標準集計表42-Aから作成

1. 全部位

	14歳以下		15~39歳			40~64歳			65~74歳			75歳以上	
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数
大 分	18	57	112	169	832	1,101	1,933	1,906	1,067	2,973	2,547	1,980	4,527
大分市	7	21	53	74	347	500	847	681	409	1,090	947	644	1,591
別府市	1	7	11	18	76	115	191	171	121	292	301	258	559
中津市	0	5	13	18	78	70	148	143	74	217	149	142	291
日田市	2	5	4	9	52	51	103	111	52	163	116	96	212
佐伯市	0	1	6	7	59	58	117	144	63	207	174	158	332
臼杵市	1	1	2	3	26	30	56	87	43	130	82	63	145
津久見市	0	1	1	2	8	8	16	33	24	57	47	50	97
竹田市	2	3	0	3	10	16	26	43	27	70	58	46	104
豊後高田市	1	2	0	2	12	20	32	44	19	63	44	43	87
杵築市	0	2	4	6	17	23	40	52	26	78	66	57	123
宇佐市	0	0	3	3	37	54	91	101	57	158	138	111	249
豊後大野市	1	1	1	2	21	40	61	72	39	111	95	79	174
由布市	1	2	2	4	29	28	57	50	39	89	97	68	165
国東市	1	2	3	5	18	35	53	58	27	85	102	55	157
姫島村	0	0	0	0	2	0	2	5	1	6	9	3	12
日出町	1	2	8	10	22	34	56	53	19	72	69	50	119
九重町	0	1	1	2	10	13	23	24	9	33	22	20	42
玖珠町	0	1	0	1	8	6	14	34	17	51	31	36	67

^	Œ

2.肓													
	14歳以下		15~39歳			40~64歳			65~74歳			75歳以上	
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数
大 分	0	3	0	3	82	40	122	217	83	300	376	195	571
大分市	0	0	0	0	36	15	51	74	32	106	151	64	215
別府市	0	0	0	0	7	4	11	15	12	27	32	24	56
中津市	0	0	0	0	6	2	8	18	7	25	26	11	37
日田市	0	0	0	0	8	1	9	11	5	16	19	9	28
佐伯市	0	0	0	0	7	2	9	17	3	20	22	20	42
臼杵市	0	0	0	0	2	1	3	13	1	14	10	4	14
津久見市	0	0	0	0	0	0	0	6	2	8	7	8	15
竹田市	0	1	0	1	1	0	1	6	1	7	13	3	16
豊後高田市	0	0	0	0	1	2	3	6	2	8	7	7	14
杵築市	0	0	0	0	3	2	5	5	3	8	8	3	11
宇佐市	0	0	0	0	3	4	7	15	3	18	27	14	41
豊後大野市	0	0	0	0	1	2	3	7	6	13	10	7	17
由布市	0	0	0	0	5	1	6	4	2	6	16	6	22
国東市	0	1	0	1	1	1	2	4	2	6	8	2	10
姫島村	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	2	2	4
日出町	0	0	0	0	0	3	3	7	1	8	9	5	14
九重町	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	4	1	5
玖珠町	0	1	0	1	1	0	1	4	1	5	5	5	10

3.大腸(結腸・直腸)

•	14歳以下		15~39歳			40~64歳			65~74歳			75歳以上	
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数
大 分	0	3	4	7	149	114	263	244	169	413	266	334	600
大分市	0	1	2	3	54	51	105	83	63	146	99	112	211
別府市	0	1	1	2	20	8	28	37	14	51	39	41	80
中津市	0	1	0	1	16	12	28	19	9	28	13	29	42
日田市	0	0	0	0	14	11	25	15	12	27	15	14	29
佐伯市	0	0	1	1	7	7	14	12	14	26	17	14	31
臼杵市	0	0	0	0	3	6	9	8	9	17	5	11	16
津久見市	0	0	0	0	0	0	0	3	6	9	5	9	14
竹田市	0	0	0	0	1	0	1	2	6	8	5	8	13
豊後高田市	0	0	0	0	2	4	6	7	3	10	5	6	11
杵築市	0	0	0	0	2	2	4	9	3	12	4	6	10
宇佐市	0	0	0	0	10	1	11	12	11	23	12	21	33
豊後大野市	0	0	0	0	3	2	5	10	3	13	12	13	25
由布市	0	0	0	0	4	6	10	8	6	14	10	14	24
国東市	0	0	0	0	4	0	4	5	4	9	8	15	23
姫島村	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	1
日出町	0	0	0	0	3	3	6	8	2	10	9	8	17
九重町	0	0	0	0	4	1	5	3	1	4	3	4	7
玖珠町	0	0	0	0	2	0	2	3	2	5	4	9	13

4.肺

	14歳以下		15~39歳			40~64歳			65~74歳			75歳以上	
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数
大 分	0	1	0	1	84	62	146	314	126	440	428	252	680
大分市	0	1	0	1	40	33	73	119	51	170	139	87	226
別府市	0	0	0	0	4	3	7	23	10	33	59	33	92
中津市	0	0	0	0	13	5	18	26	10	36	29	24	53
日田市	0	0	0	0	4	2	6	23	3	26	21	12	33
佐伯市	0	0	0	0	3	0	3	21	4	25	30	14	44
臼杵市	0	0	0	0	4	3	7	17	5	22	13	4	17
津久見市	0	0	0	0	0	0	0	5	4	9	9	3	12
竹田市	0	0	0	0	2	2	4	3	3	6	9	6	15
豊後高田市	0	0	0	0	1	0	1	9	3	12	9	5	14
杵築市	0	0	0	0	1	2	3	7	2	9	9	9	18
宇佐市	0	0	0	0	4	3	7	16	11	27	36	17	53
豊後大野市	0	0	0	0	2	4	6	10	8	18	14	6	20
由布市	0	0	0	0	2	0	2	10	3	13	14	12	26
国東市	0	0	0	0	2	1	3	8	1	9	17	5	22
姫島村	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0
日出町	0	0	0	0	1	1	2	7	3	10	14	8	22
九重町	0	0	0	0	0	2	2	4	2	6	3	4	7
玖珠町	0	0	0	0	1	1	2	4	3	7	3	3	6

#### 5.乳房(女性のみ)

	14歳以下	15~39歳	40~64歳	65~74歳	75歳以上
--	-------	--------	--------	--------	-------

					- 7,7,7
大 分	0	33	410	241	216
大分市	0	14	221	92	90
別府市	0	1	47	27	36
中津市	0	6	19	19	16
日田市	0	0	10	10	6
佐伯市	0	3	20	13	22
臼杵市	0	0	8	11	8
津久見市	0	1	3	2	6
竹田市	0	0	4	6	3
豊後高田市	0	0	4	5	1
杵築市	0	1	7	5	4
宇佐市	0	0	14	10	5
豊後大野市	0	1	15	7	6
由布市	0	1	7	12	6
国東市	0	1	12	11	3
姫島村	0	0	0	0	0
日出町	0	3	15	6	2
九重町	0	1	3	2	2
玖珠町	0	0	1	3	0

# 6.子宮頸部

14歳以下	15~39歳	40~64歳	65~74歳	75歳以上

大 分	0	11	41	19	24
大分市	0	5	14	8	7
別府市	0	2	6	0	3
中津市	0	1	0	0	2
日田市	0	1	8	5	0
佐伯市	0	0	1	1	2
臼杵市	0	0	0	1	1
津久見市	0	0	0	0	2
竹田市	0	0	3	1	0
豊後高田市	0	0	0	0	0
杵築市	0	0	0	1	0
宇佐市	0	1	3	0	2
豊後大野市	0	0	2	0	1
由布市	0	0	0	2	2
国東市	0	0	1	0	0
姫島村	0	0	0	0	0
日出町	0	1	3	0	2
九重町	0	0	0	0	0
玖珠町	0	0	0	0	0

付表5-B 市町村別年齢階級別がん罹患数(上皮内がんを含む) \*標準集計表42-Bから作成

1. 全部位

	14歳以下		15~39歳			40~64歳			65~74歳			75歳以上	
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数
大 分	18	61	257	318	906	1,327	2,233	2,074	1,173	3,247	2,721	2,132	4,853
大分市	7	22	127	149	384	615	999	761	447	1,208	1,011	695	1,706
別府市	1	7	32	39	82	143	225	182	137	319	318	276	594
中津市	0	5	21	26	82	81	163	152	80	232	168	146	314
日田市	2	5	4	9	57	61	118	118	54	172	119	103	222
佐伯市	0	2	13	15	66	69	135	156	71	227	190	172	362
臼杵市	1	2	3	5	26	33	59	93	49	142	86	69	155
津久見市	0	1	4	5	10	12	22	35	24	59	50	54	104
竹田市	2	3	1	4	10	18	28	44	29	73	62	49	111
豊後高田市	1	2	3	5	13	24	37	47	22	69	48	48	96
杵築市	0	2	7	9	18	25	43	56	32	88	71	64	135
宇佐市	0	1	13	14	40	67	107	109	62	171	147	118	265
豊後大野市	1	1	1	2	23	46	69	76	40	116	101	83	184
由布市	1	2	8	10	31	33	64	56	42	98	103	73	176
国東市	1	2	6	8	19	40	59	64	30	94	107	61	168
姫島村	0	0	0	0	2	0	2	5	1	6	9	4	13
日出町	1	2	13	15	22	37	59	59	23	82	74	56	130
九重町	0	1	1	2	12	14	26	24	11	35	23	21	44
玖珠町	0	1	0	1	9	9	18	37	18	55	34	39	73

2.大腸(結腸・直腸)

	14歳以下		15~39歳			40~64歳			65~74歳			75歳以上	
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数
大 分	0	4	4	8	181	137	318	310	198	508	315	370	685
大分市	0	1	2	3	71	63	134	113	69	182	119	123	242
別府市	0	1	1	2	21	10	31	42	18	60	43	45	88
中津市	0	1	0	1	17	15	32	24	12	36	21	30	51
日田市	0	0	0	0	17	11	28	18	12	30	18	15	33
佐伯市	0	0	1	1	12	9	21	19	17	36	22	16	38
臼杵市	0	0	0	0	3	6	9	13	11	24	5	12	17
津久見市	0	0	0	0	2	0	2	3	6	9	5	12	17
竹田市	0	0	0	0	1	0	1	2	7	9	5	8	13
豊後高田市	0	0	0	0	3	4	7	9	4	13	5	7	12
杵築市	0	0	0	0	2	3	5	9	4	13	7	7	14
宇佐市	0	1	0	1	10	3	13	16	14	30	15	23	38
豊後大野市	0	0	0	0	4	3	7	11	3	14	12	13	25
由布市	0	0	0	0	4	6	10	9	6	15	11	16	27
国東市	0	0	0	0	4	0	4	6	6	12	8	17	25
姫島村	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	2
日出町	0	0	0	0	3	3	6	9	3	12	10	11	21
九重町	0	0	0	0	5	1	6	3	2	5	3	4	7
玖珠町	0	0	0	0	2	0	2	4	3	7	5	10	15

2.肺

	14歳以下		15~39歳			40~64歳			65~74歳			75歳以上	
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数
大 分	0	1	0	1	89	64	153	316	136	452	433	257	690
大分市	0	1	0	1	42	33	75	119	53	172	141	88	229
別府市	0	0	0	0	5	4	9	23	12	35	60	35	95
中津市	0	0	0	0	13	5	18	26	10	36	29	24	53
日田市	0	0	0	0	4	2	6	23	3	26	21	13	34
佐伯市	0	0	0	0	3	0	3	21	4	25	31	14	45
臼杵市	0	0	0	0	4	3	7	17	5	22	13	4	17
津久見市	0	0	0	0	0	0	0	5	4	9	9	3	12
竹田市	0	0	0	0	2	2	4	3	3	6	9	6	15
豊後高田市	0	0	0	0	1	0	1	10	5	15	9	5	14
杵築市	0	0	0	0	1	2	3	7	4	11	9	9	18
宇佐市	0	0	0	0	5	4	9	17	11	28	37	17	54
豊後大野市	0	0	0	0	2	4	6	10	8	18	14	6	20
由布市	0	0	0	0	3	0	3	10	4	14	14	13	27
国東市	0	0	0	0	2	1	3	8	1	9	17	5	22
姫島村	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0
日出町	0	0	0	0	1	1	2	7	4	11	14	8	22
九重町	0	0	0	0	0	2	2	4	2	6	3	4	7
玖珠町	0	0	0	0	1	1	2	4	3	7	3	3	6

#### 5.乳房(女性のみ)

大 分	0	41	477	257	249
大分市	0	17	258	99	103
別府市	0	2	53	31	43
中津市	0	7	21	19	16
日田市	0	0	16	12	8
佐伯市	0	5	23	13	25
臼杵市	0	0	8	12	11
津久見市	0	1	4	2	6
竹田市	0	0	5	6	3
豊後高田市	0	0	4	5	1
杵築市	0	1	7	5	6
宇佐市	0	0	18	11	6
豊後大野市	0	1	17	7	6
由布市	0	2	8	13	6
国東市	0	1	14	11	4
姫島村	0	0	0	0	0
日出町	0	3	16	6	2
九重町	0	1	3	2	2
玖珠町	0	0	2	3	1

5.子宮頸部					
	14歳以下	15~39歳	40~64歳	65~74歳	75歳以上

大 分	0	147	164	34	25
大分市	0	75	74	17	7
別府市	0	22	23	1	3
中津市	0	8	6	1	2
日田市	0	1	12	5	0
佐伯市	0	5	6	2	2
臼杵市	0	1	3	1	2
津久見市	0	3	3	0	2
竹田市	0	1	4	1	0
豊後高田市	0	3	4	0	0
杵築市	0	3	1	2	0
宇佐市	0	11	9	1	2
豊後大野市	0	0	5	0	1
由布市	0	5	4	2	2
国東市	0	3	4	0	0
姫島村	0	0	0	0	0
日出町	0	6	4	1	2
九重町	0	0	1	0	0
玖珠町	0	0	1	0	0

大分市	许	超樂	豐	南部	中縣	東	保健所不定	大分県				大分市	光	西野	軸	南縣	中票	典	保健所不定	大分県			
2	_	ω	0	_	0	_	6	00	男性			1,999	754	417	303	378	463	1,036	一 0	5,350	男性		
417	99	38	42	58	65	181	0	900	女性	C50	乳房	1,610	606	305	251	285	360	851	2	4,270	女性	C00-C96	全部位
419	100	4	42	59	65	182	0	908	総数			3,609	1,360	722	554	663	823	1,887	2	9,620	総数	96	K+
												59	20	16	10	14	00	30	0	157	男性		
105	42	33	14	<u>-</u>	19	64	0	291	女性	C53-C55	卧	21	51	6	51	51	6	14	0	62	女体	C00-C14	口腔・咽頭
										55		80	25	22	15	19	14	44	0	219	総数	14	頭
												54	22	12	13	14	19	24	0	158	男性		
34	9	4	7	4	00	19	0	95	<b>女</b>	C53	子宮頸部	10	4	4	0	4	2	œ	0	32	女体	C015	食道
											쐕	64	26	16	13	18	21	32	0	190	総数		
											цL	261	109	56	39	46	63	104	0	678	男性		
68	32	17	6	10	Ξ	45	0	189	女性	C54	子宮体部	111	52	22	19	25	25	64	0	318	女性	C16	JH
											~	372	161	78	58	71	88	168	0	996	総数		
												237	97	63	33	36	46	150	0	662	男性	c	大鵬(
49	21	10	œ	7	9	31	0	135	女住	C56	99	228	96	54	32	36	67	108	0	621	女性	C18-C20	大腸(結腸・直腸)
												465	193	117	65	72	113	258	0	1,283	総数	ŭ	重腸)
											_	143	65	39	24	25	31	95	0	422	男性		
380	121	58	57	83	79	216	0	994	男性	C61	前立腺	163	72	36	25	25	43	68	0	432	女性	C18	結腸
												306	137	75	49	50	74	163	0	854	総数		
72	25	13	7	14	9	22	0	162	男性			94	32	24	9	=	15	55	0	240	男性	c	
21	16	ω	7	7	SI .	12	0	71	女性	C67	親親	65	24	8	7	Ξ	24	40	0	189	女性	C19-C20	直腸
93	41	16	14	21	14	34	0	233	総数			159	56	42	16	22	39	95	0	429	総数		
84	26	20	13	10	13	37	0	203	男性	C64-	國別	106	36	29	18	22	37	71	0	319	男性		肝およ
39	14	4	7	4	10	23	0	101	女性	C64-C66 C68	臂-尿路(膀胱除く)	46	19	=	10	14	=	34	0	145	女性	C22	肝および肝内胆管
123	40	24	20	14	23	60	0	304	総数	68	<b>※</b>	152	55	40	28	36	48	105	0	464	総数		哪
10	U1	ω	ω	0	2	UI	0	28	男性:	C7	显	39	15	9	9	6	Ξ	18	0	107	男性:	C <sub>2</sub>	胆の
10	7	_	2	2	4	ω	0	29	女性	C70-C72	脳-中枢神経系	40	20	12	12	9	13	23	0	129 2	女性	C23-C24	胆のう・胆管
20	12	4	υ	2	6	œ	0	57	総数		胀	79	35	21	21	5	24	41	0	236 2	総数		- 21
29 .	4	GI	4	ω	51	5	0	65 1	男性 5	0	-8	80	34	18	7	20	16	54	0	229 2	男性 3	0	700
72 1	26	15	9	=	12	47	0	92 2	女性	C73	甲状腺	77 1	31	13	17	23 ,	24 .	56 1	0	241 4	女性《	C25	難職
101	30	20	13	14	17 2	62 ,	0	257 1	総数 男			157 2	65	31	24	43	40	110	0	470 (	総数 男		
79 5	28	7 1	16	9	20 1	40 3	0	199 1	男性 す	C81 <b>-</b> C	強性	20	00	ن. ت	ω	œ	00	13	0	65	男性 岁	0	곮
58 1	33	15	00	6	15	30	0	165 3	女性能	C81-C85 C96	悪性リンパ腫	1 2	0	0	0	0	2	_	0	4 6	女性 約	C32	喉頭
137 1	61 1	22	24	ភ	35	70 1	0	364 5	総数男	63		21 2	8	5	ω	œ	10 7	14	0	69 8:	総数 男		
15 1	10	ω		7	<b>5</b> 1	13	0	54 4	男性女	C88	多発性	299 1	143 7	63 3	40 2	54 1	74 3	154 7	0	827 4	男性 女	C33	
13 2	7 1	ω	51	4	5	7 2	0	44 9	女性総	C88-C90	多発性骨髄腫	171 4	78 2:	32 9	29 6	18 7	34 1	78 2:	0	440 1,2	女性 糸	C33-C34	事
28 4	17 9	6	6	=======================================	10	20 1	0 0	98 9	総数男			470 57	221 1	95 1	69 1	72 1	108 2	232 2	0 0	,267 15	総数 男		
49 2	9	6	51	9 1	7 1	12 1	0	97 8	男性 女	C91	臣		13	13 1	13 6	10 9	23 1.	25 2	0 0	154 13	男性 女	C43-	洌
27 7	10 1	51	7 1	15 2	10 1	14 2	0	88 18	女性総	C91-C95	日自衛	47 10	14 2	13 2	9 2	9 1	12 3	29 5	0	133 28	女性 総	C43-C44	皮膚
76	19	=	12	24	17	26	0	185	総数			104	27	26	22	19	35	54	0	287	総数		

大分市	光普	西縣	朝馬	南部	中鴠	票	保健所不定	大分県			
2,181	815	442	320	414	495	1,103	0	5,770	男性	C00-	
1,888	685	335	270	325	406	988	2	4,899	女性	296 D	全部位
4,069	1,500	777	590	739	901	2,091	2	###	総数	C00-C96 D00-D09	7
60	24	15	13	15	21	28	0	176	男性	c	
Ξ	4	4	0	4	ω	9	0	35	女体	C15 D001	食
71	28	19	13	19	24	37	0	211	総数		
304	122	75	35	53	55	166	0	810	男性	C18-C20 D010-D012	大腸
257	112	58	34	43	75	130	0	709	女性	20 D01	大腸(結腸•直
561	234	133	69	96	130	296	0	1,519	総数	0-D012	國國
192	79	45	25	38	40	108	0	527	男性		
185	85	39	26	28	51	84	0	498	女性	C18 D010	結腸
377	164	84	51	66	91	192	0	1,025	総数		
112	43	30	10	15	15	58	0	283	男性	C19-C	
72	27	19	œ	<del>1</del> 5	24	46	0	211	女性	20 D01	回腦
184	70	49	≅	30	39	104	0	494	総数	1-D01:	
303	147	63	40	55	75	156	0	839	男性	C19-C20 D011-D012C33-C34 D021-D022C43-C44 D030-D049	
174	81	33	29	<del>1</del> 8	36	86	0	457	女性	34 D02	事
477	228	96	69	73	Ξ	242	0	1,296	総数	21-D022	
68	15	14	4	12	28	<u> </u>	0	182	男性	043-C	
66	19	16	Ξ	16	13	40	0	181	女性	44 D03	对验
134	34	30	25	28	41	71	0	363	総数	0-D049	
2	-	ω	0	_	0	_	0	œ	男性		
477	108	50	45	66	73	205	0	1,024	女体	C50 D05	乳房
479	109	53	45	67	73	206	0	1,032	総数	GI	
244	80	39	19	25	39	120	0	566	女性	C53-C55 D06	子宫
173	47	20	12	15	28	75	0	370	女性	C53 D06	子宮頸部
150	49	19	18	26	20	51	0	333	男性	ç	
35	20	ហ	10	Ξ	7	18	0	106	女性	C67 D090	膀胱
185	69	24	28	37	27	69	0	439	総数	ŏ	

要領•申請様式

# 全国がん登録 大分県がん情報管理等要領

(目的)

第1条 この要領は、がん登録等の推進に関する法律(以下「法」という。)の規定に基づき、全国がん登録に関する事務又は業務を実施するに当たり、全国がん登録大分県がん情報の管理等に関する基本事項を定めることにより、がん罹患等の秘密を守ることを目的とする。

#### (登録室責任者)

第2条 登録室責任者は、全国がん登録に関する事務又は業務における情報の保護及び安全管理を 監督するとともに、必要に応じてこれを向上させるための対策を講ずることを責務とし、県民健康 増進課長が指定する。

#### (全国がん登録に関する事務又は業務従事者の義務)

第3条 法第28条第3項及び第5項並びに第29条第3項及び第6項により、全国がん登録に関する事務又は業務に従事する者(以下、「全国がん登録従事者」という。)は、業務上知り得た個人及び病院等に関する情報を他人に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。なお、全国がん登録従事者で地方公務員法第34条の対象にならない者は、秘密遵守に係る誓約書(第1号様式)を県民健康増進課長に提出するものとする。

#### (患者等への接触禁止)

第4条 全国がん登録従事者は、登録業務に関連して、患者あるいはその家族と接触してはならない。

#### (情報収集)

第5条 収集する情報は、法第6条、第10条第2項、第13条、第14条、第16条及び第21条第8項に基づき、全国がん登録に関する事務又は業務を実施するために、法令に定められた範囲とする。

2 病院等は届出票を、登録室へ安全な方法を用いて提出することとする。登録室は受領の都度、受け取り件数等を、全国がん登録遡り調査票(OCR 票)受取簿(第2-1号様式)、全国がん登録住所異動調査票受取簿(第2-2号様式)、全国がん登録届出票(CD等)受取簿(第2-3号様式)に記載するものとする。

#### (登録室の管理)

- 第6条 登録室の管理体制は以下のとおりとする。
- (1)登録室責任者は、登録室に勤務する全国がん登録従事者(以下、「登録室職員」という。)を あらかじめ指定する。
- (2) 登録室責任者の指名により、登録室職員のうちから各作業にそれぞれ作業責任者を1人置く。
- (3) 作業責任者は、登録室の保持、安全の確保に必要な措置を講じるものとする。
- 2 登録室の入室及び退室の管理については以下のとおりとする。
- (1) 登録室職員は、作業等を行わないときは登録室の入出口及び窓を施錠しておくこととする。
- (2) 登録室には登録室職員以外の立入りを原則として禁止する。
- (3) 登録室職員以外の者が登録室に立ち入る場合は、がん登録室の入室に関する誓約書(第3号様式)を提出した上で、登録室責任者の承認を受け、登録室職員の立会いのもと立ち入ることとする。
- (4) 登録室を最後に退出する者は、登録に関する資料をすべてキャビネット等に保管し、施錠の上、登録室入出口及び窓を施錠し、その確認等の措置を講ずるものとする。

#### (書類等の管理)

#### 第7条

紙媒体の情報の管理については以下のとおりとする。

- (1) 紙媒体の登録票類の情報は、施錠したキャビネットに保管する。
- (2) 不要となった紙媒体の登録票類は、直ちに裁断又は溶解、焼却により廃棄する。
- 2 システム仕様書、操作手順書、プログラム説明書等の書類は、登録室内の施錠したキャビネットに保管する。保管に当たっては、大分県がん登録室手順書等管理簿(第4号様式)に必要事項を記載する。

#### (届出内容に関する病院等への照会)

第8条 登録室職員が、登録作業を行うに当たり、届出対象情報に関して、届出票を提出した病院等(以下「届出病院等」という。)への問合せが必要な場合は、届出病院等の医師又はがん登録担当者(以下、「届出医等」という。)に対し、原則として、文書により照会するものとする。電話により照会する場合は、「全国がん登録における個人情報保護のための安全管理措置マニュアル」に従い、通話の相手が届出医等であることを必ず確認した後に行うものとする。

2 届出医等の退職等の事由により、連絡不能な場合は、前項と同様の方法により届出病院等の責任者に対し照会するものとする。

#### (コンピュータの端末機操作)

第9条 登録室職員は、各自に設定されたパスワードを入力の上、全国がん登録データベースシステム及びその他のコンピュータの端末機(以下「端末」という。)による操作を行う。

#### (大分県がん情報の利用及び提供)

第10条 県民健康増進課長は、法第17条、第18条、第19条、第20条、第21条第8項、 第9項に基づき、がん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、がんに係る情報又はこれに係る特定匿名化情報の提供の求めを受けたときは、これに必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、その提供を行うものとする。この場合においては、法第17条第1項のただし書の規定を準用する。なお、情報の提供の事務処理を行うに当たっては、大分県がん情報提供事務処理要領に従って、事務処理を実施するものとする。ただし、年報等により公表された情報についてはこの限りでない。

#### (届出病院等への誤配信通知)

第11条 登録室責任者は、大分県外に所在する病院等からの届出票を受領した場合においては、 届出票を消去又は破棄するとともに、当該病院等に通知し、適切な再送付を促すものとする。

#### (その他)

第12条 この要領に定めるものの他、全国がん登録大分県がん情報の管理に関して必要な事項は、 別に定めるものとする。

附則 この要領は、平成29年4月1日から適用する。

- この要領は、平成31年1月1日から適用する。
- この要領は、令和5年2月27日から適用する。
- この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(第1号様式)

# 誓約書

私は、本件業務(大分県がん登録)に従事するに当たり、その業務を通じて取り扱う個人情報に関し、がん登録等の推進に関する法律(平成25 年12 月13 日法律第111 号)第28 条第3項又は第5項(全国がん登録情報等の取扱いの事務に従事する国の職員等の秘密保持義務)、第29 条第3項又は第6項(全国がん登録情報等の取扱いの事務に従事する国の職員等のその他の義務)、第52条、第53条及び第54条(罰則)の規定の内容について、下記の者から説明を受けました。

私は、本件業務に従事している間及び従事しなくなった後において、その業務を通じて取り扱う 個人情報について、がん登録等の推進に関する法律の関係規定が適用されることを自覚し、本件業 務の従事者として誠実に職務を行うことを誓います。

説明した者 ○ ○ (登録室責任者名)

年 月 日

所 属 職 名

氏 名

印

大分県福祉保健部県民健康増進課長 殿

(第2-1号様式) 全国がん登録遡り調査票(OCR票)受取簿

																														受領年月日
																														医療機関名
																														受領者
																														件数
	作業番号:	作業日:		作業番号:	作業日:		作業番号:	作業日:		作業番号:	作業日:		作業番号:	作業日:		作業番号:	作業日:		作業番号:	作業日:		作業番号:	作業日:		作業番号:	作業日:		作業番号:	作業日:	OCR取り込み
件数:	作業者:	作業日:	件数:	作業者:	<b>企業日</b> :	件数:	作業者:	作業日:	件数:	作業者:	作業日:	廃棄(焼却)																		
																												nanana	9	作業責任者確認

(第2-2号様式) 全国がん登録住所異動調査票受取簿

	件数:					
	作業者:	入力:				
	作業日:	判定:				
	件数:					
	作業者:	<b>λ</b> カ:				
	作業日:	判定:				
	件数:					
	作業者:	<b>λ</b>				
	作業日:	判定:				
	件数:					
	作業者:	入力:				
	作業日:	判定:				
	件数:					
	作業者:	<b>λ</b>				
	作業日:	判定:				
	件数:					
	作業者:	入力:				
	作業日:	判定:				
	件数:					
	作業者:	<b>λ</b>				
	作業日:	判定:				
	件数:					
	作業者:	入力:				
	作業日:	判定:				
作業責任者確認	廃棄(焼却)	判定・入力	者 件数	名 受領者	市町村·部署名	受領年月日

(第2-3号様式) 全国がん登録届出票(CD等)受取簿

																											受領年月日
																											医療機関名
																											受領者
品	作業者	作業日	合否	作業者	作業日	合否	作業者	作業日	合否	作業者	作業日	合否	作業者	作業日	合否	作業者	作業日	合否	作業者	作業日	合否	作業者	作業日	品	作業者	作業日	ウイルスチェック
ファイル名	ファイル数	作業日	ファイル名	ファイル数	作業日	ファイル名	ファイル数	作業日	ファイル名	ファイル数	作業日	ファイル名	ファイル数	作業日	ファイル名	ファイル数	作業日	ファイル名	ファイル数	作業日	ファイル名	ファイル数	作業日	ファイル名	ファイル数	作業日	代行アップロード
件数	作業番号	作業日	件数	作業番号	作業日	件数	作業番号	作業日	件数	作業番号	作業日	件数	作業番号	作業日	件数	作業番号	作業日	件数	作業番号	作業日	件数	作業番号	作業日	件数	作業番号	作業日	<b>ヘ</b> ンポート
方法	作業者	作業日	方法	作業者	作業日	方法	作業者	作業日	方法	作業者	作業日	方法	作業者	作業日	方法	作業者	作業日	方法	作業者	作業日	方法	作業者	作業日	方法	作業者	作業日	媒体廃棄
							BOODDO	**************************************		managar	**************************************		managar	**************************************								nonono	BOODDOO			BRANCHON	作業責任者確認

# がん登録室の入室に関する誓約書

私は、下記の理由によりがん登録室に入室するに当たり、登録室内で知り得たいかなる個人情報も今後一切口外せず、また、個人情報に関するいかなる資料も室外に持ち出さないことを誓約いたします。

記

入室理由				
		年	月	日
	所 属			
	氏 名		(白田の畑	即
			(自署の場	〒14个安)

大分県県民健康増進課長 殿

#### (以下、大分県がん登録室管理者記載欄)

入室時刻	事前承認印	
退出時刻	終了確認印	

# (第4号様式)

# 大分県がん登録室手順書等管理簿

No.	作成年月日	内 容	作成者氏名

#### 大分県がん情報提供事務処理要領

#### 第1条 目的

この要領は、全国がん登録情報の提供マニュアルに基づき、大分県がん情報の提供に関する事務処理を明確化し、適切かつ円滑に実施できるようにすることを目的とするものである。

#### 第2条 用語の定義

この要領において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の 定義に従うものとする。

1 法、政令、省令

「法」とは、がん登録等の推進に関する法律(平成25年法律第111号)をいう。 「政令」とは、がん登録等の推進に関する法律施行令(平成27年政令第323号)を いう。

「省令」とは、がん登録等の推進に関する法律施行規則(平成27年厚生労働省令 第137号)をいう。

2 全国がん登録情報(法第2条第7項)

「全国がん登録情報」とは、全国がん登録データベースに記録された登録情報(法第5条第1項)をいう。

3 大分県がん情報(法第2条第8項)

「大分県がん情報」とは、全国がん登録情報のうち、大分県が初回の診断が行われた都道府県であるとして記録されたがんに係る情報及び大分県内の病院等から届け出られたがんに係る情報をいう。

4 匿名化(法第2条第9号)

「匿名化」とは、がんに罹患した者に関する情報を当該がんに罹患した者の識別 (他の情報との照合による識別を含む。)ができないように加工することをいう。

5 特定匿名化情報(法第2条第10号)

「特定匿名化情報」とは、匿名化が行われた全国がん登録情報(法第15条第1項) と、匿名化が行われた後に全国がん登録データベースに記録された情報2 (法第 21条第5項及び第6項) をいう。

#### 6 情報

「情報」とは、全国がん登録情報及びその匿名化が行われた情報並びに都道府県が ん情報及びその匿名化が行われた情報の総称をいう。

なお、「匿名化が行われた情報」には、特定匿名化情報だけではなく、特定匿名化 情報として全国がん登録データベースに記録されていないものの、提供依頼申出者 から提供を求められたため、匿名化を行い提供する情報も含まれる。

#### 7 登録情報等(法第5条第1項)

「登録情報等」とは、登録情報(法第5条第1項及び第2項)及び特定匿名化情報をいう。

#### 8 提供依頼申出者

「提供依頼申出者」とは、情報の提供を求める者(法第17条から第21条まで)をいう。

#### 9 利用者

「利用者」とは、情報の提供を受け、これらを利用する者をいう。

#### 10 協議会

「協議会」とは、大分県知事(以下、「知事」という。)が意見を聴く大分県がん 対策推進協議会(法第18条第2項)をいう。

#### 11 定義情報等

「定義情報等」とは、情報がどのような内容であるか示すものをいう。例えば、データレイアウト様式、符号表等の提供を受けた情報等と結びつけて当該データを定義するために必要な情報、また、プログラム等公表された統計表を作成するために必要な情報、電子計算機処理に必要な情報のことをいう。

#### 12 電子計算機

「電子計算機」とは、情報等を取り扱うコンピュータ等及び附属機器のことをいう。

#### 第3条 窓口組織

県民健康増進課は情報の提供依頼申出者に対する窓口機能として、次の各号に掲げる窓口業務を行うものとする。

- 1 情報及び定義情報等の保管、整備
- 2 事前相談への対応
- 3 提供依頼申出者からの申出文書の受付
- 4 審議委員会の庶務
- 5 審査結果の通知
- 6 情報及び定義情報等の提供
- 7 調査研究成果の公表前確認
- 8 情報の利用期間終了後の処置の確認
- 9 利用者による利用実績の報告に係る事務
- 10 提供状況の厚生労働大臣への報告

#### 第4条 情報及び定義情報等の保管、整備

県民健康増進課は、提供依頼申出者からの情報の提供に関する事前相談対応やその

事務等に資するため、当該機関内における情報及び定義情報等の存在の有無・所在と その保管状況を把握し、情報の管理リスト(様式第1号)を作成する。なお、当該リストの更新は年1回以上実施するものとする。

### 第5条 事前相談への対応

県民健康増進課は、情報の提供について、提供依頼申出者から連絡・相談等があった場合は、法の趣旨や提供を申し出ることができる者、協議会による審査の要不要及び審査の方向性、利用の制限(秘密保持義務、利用期間、提供可能な情報)並びに安全管理義務等について、当該提供依頼申出者に対して、説明を行うよう努めるものとする。

また、当該申出に係る提供に関する応諾可能性についても可能な限り事前に相談を 行うとともに、手続等について不明な点がある場合には可能な限りその解消を行うも のとする。

#### 第6条 提供依頼申出者からの申出文書の受付

1 申出文書の提出

情報の提供に係る申出は、提供依頼申出者が、提供を求める情報の種類に応じて、 県民健康増進課長あての文書(以下「申出文書」という。)の提出をもって行うもの とする。情報は協議会による審査を経て提供される。このため、提供依頼申出者は、 各情報について必要な時間を要することを理解した上で、申出に係る調査研究の実施 開始予定に対し十分な準備期間をとって申出を行うものとする。

なお、申出文書は以下のとおりとする。提供依頼申出者別に、提供を申し出ること のできる情報等については、別表1 提供依頼申出者の別と利用目的等の関係のとお りである。

- (1) 法第18条、第19条、第21条第8項、第9項に基づく申請は様式第2-1号。
- (2) 法第20条に基づく申請は様式第2-2号。
- 2 申出時に必要な添付書類等の留意事項は以下のとおりとする。
- (1) 情報の提供の申出に係る誓約書(様式第2-3号)

利用者について、その所属機関名、職名、氏名等を記載する。また、利用者 が複数名想定される場合は、全ての利用者について上記を記載する。さらに、 全ての利用者(調査研究の一部を委託する場合には、委託先の利用者も含む。) が、知事が策定する利用規約に対し、当該利用規約の内容を遵守する旨を認め る署名又は記名押印する。 (2) 情報の利用の必要性について (様式第3-1号)

国、都道府県、市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんの調査研究である旨を記載する。

提供依頼申出者が、行政機関若しくは独立行政法人等から調査研究の委託を受けた者又は行政機関若しくは独立行政法人等と共同して当該調査研究を行う者(法第17条第1項第2号、第18条第1項第2号)に該当する場合、調査研究等の委託等に係る契約書等の写し、契約書のほかに、秘密保護に係る覚書等を取り交わしている場合には、当該覚書等の写しの添付も必要である。

(3) 同意を得ることががんに係る調査研究の円滑な遂行に支障を及ぼすことに係る認定の申請について様式第3-2 号

提供依頼申出者は、申請を行うがんに係る調査研究について「調査研究を行う者が講ずる同意代替措置に関する指針」(平成27年12月厚生労働省告示第471号)に即した措置が講じられている場合、様式第2-1号と同時に、以下の書類を添付して提出することとする。

県民健康増進課は、様式第2-1号に様式第3-2号の添付が行われていた場合、 厚生労働省に送付し、当該調査研究が厚生労働大臣の認定を受けた後に、当該 研究への情報の提供に係る審査を協議会で行うものとする。

- (4) 様式第4-1 号 申出時に契約関係書類を添付できないときの代替文書 契約締結前である等の事情で委託契約書及び覚書等の写しが添付できない場合等に添付することで、委託契約書及び覚書等に代替できるものとする。この 場合、契約締結後は速やかに委託契約書及び覚書等の写しを提出することと し、情報の提供が決定された場合には、当該写しの提出を確認した後に情報の 提供を行うものとする。
- (5) 様式第4·2 号 申出時に調査研究の一部委託に関する契約関係書類を添付できないときの代替文書

契約締結前である等の事情で委託契約書や覚書等の写しが添付できないときには、委託契約書や覚書等に代替できるものとする。この場合、契約締結後に速やかに委託契約書や覚書等の写しを提出することとし、情報の提供が決定された場合には、当該写しの提出を確認した後に情報の提供を行うものとする。

#### 第7条 申出文書に基づく審査

1 審査担当部署

情報の提供については、県民健康増進課が形式の点検を行い、協議会が内容の審

査を行うものとする。

ただし、病院等への提供に該当する申出の場合(法第20条)は、協議会の意見を 聴くこととされていないが、県民健康増進課が形式の点検を行い、必要に応じて協 議会に意見を聴くことができるものする。

知事は、大分県がん情報又は大分県がん情報の特定匿名化情報の提供に該当する 申出の場合は提供の決定について、及び、大分県に係る匿名化が行われた大分県が ん情報提供に該当する申出の場合は当該匿名化及び提供の決定について、協議会の 意見を聴くものとする。

#### 2 申出文書の受領と審査

県民健康増進課は、申出文書を受領した場合、形式点検書(様式第5-1号)を、協議会は審査報告書(様式第5-2号)を用いて、それぞれ形式の点検、内容の審査を行う。

3 申出文書等の記載事項に変更が生じた場合の取扱い

申出文書等の記載事項に変更が生じた場合は、変更後の記載事項がある様式について改めて提出を必要とする。なお、県民健康増進課は、必要に応じて協議会に意見を聴くこととする。ただし、利用者の組織名・役職名の変更等の形式的な変更、人事異動に伴う担当者の変更等であって、県民健康増進課に対し当該変更が生じる旨の連絡を電子メール、その他の適切な方法により行い、変更の応諾を受けている場合については、この限りではない。なお、県民健康増進課はこれらの変更について適正に管理を行う。

#### 第8条 審査結果の通知

- 1 審査に要する期間
- (1) 大分県がん情報、又は匿名化した情報又は特定匿名化情報の提供に該当する申 出の場合

知事は、当該申出に係る協議会の開催後、提供依頼申出者に対し、速やかに当該申出に対する審査結果の通知を行う。

(2) 病院等への提供に該当する申出の場合

知事は、申出文書を受理後、県民健康増進課が形式の点検を行い、不備のない場合は、当該申出に対する情報等の提供を行う。ただし、協議会に意見を聞いた場合には、提供依頼申出者に対し、速やかに当該申出に対する審査結果の通知を行う。

#### 2 審査後の手続等

(1) 申出を応諾した場合の通知書の送付及び情報の提供等

知事は、提供依頼申出者に対し、応諾の通知書(様式第6-1号)を送付する。申出事項を変更し、又は、条件を付して提供を決定した場合には、その事項も併せて通知する。

#### (2) 応諾しない場合の通知書の送付

知事は、提供依頼申出者に対し、不応諾の通知書(様式第6-2号)にて情報の提供を 応諾しない理由を含めて記載の上、送付する。

#### (3) 病院等への通知書の送付

知事は、提供依頼申出者に対し、知事が定める提供通知書(様式第6-3)を送付する。

### 第9条 情報及び定義情報等の提供

#### 1 提供に要する期間

県民健康増進課は、応諾通知書により申出された情報を提供する旨通知した後、速 やかに提供依頼申出者に対し、当該情報の電子媒体転写分及び当該情報の定義情報等 の提供等を行うものとする。

なお、大分県がん情報の提供に該当する申出の場合には、提供依頼申出者から、大 分県がん情報との照合のため、当該がんに係る調査研究を行う者が保有する情報の提 供を受けた後の照合作業についても、速やかに実施することとする。

#### 2 情報の提供の手段

提供の手段は厚生労働省の「全国がん登録における個人情報保護のための安全管理措置マニュアル」に従って、電子媒体や紙を移送する場合には、配達記録が残る手段を利用するものとする。なお、情報漏洩防止の観点から、電子媒体転写情報は、暗号化しパスワードを付して提供する。

また、電子媒体によって情報を受け渡しする際は、他のデータの混在や、コンピュータウイルスの感染を防ぐため電子媒体について適切な媒体を使用し、個人情報を運搬する場合、移送中は当該個人情報に対して、外部の人間が資料を直接見ることができないようにするものとする。さらに、全国がん登録システムのネットワーク、厚生労働大臣がそれに準ずると指定する安全が確保されたネットワークを除く、インターネット等の通信回線を通じたオンラインによる情報の提供等については行わないなど、細心の注意を払う。

なお、利用者に対し、情報の保護等に関する規定に基づく制限及び義務が課せられること、罰則が適用されることを必ず説明するものとする。 (法第25条から第34条まで及び法第52条から第60条まで)

#### 第10条 調査研究成果の公表前の確認

知事は、利用者に、公表予定の内容について公表前に県民健康増進課に報告させるものとする。また、県民健康増進課は主に以下の点について確認し、必要に応じて協議会に意見を聴き、その成果により識別又は推定することのできるがんに罹患した者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれのないよう、利用者に対して必要な指導及び助言を行うものとする。

- (1) 提供を応諾された調査研究目的以外での利用が認められないこと
- (2) 特定の個人を識別しうる結果が含まれていないこと
- (3) 特定の個人を識別、推定しうる結果が含まれる場合、秘匿化等の必要な加工がされていること

#### 第11条 利用期間中の対応及び終了後の処置の確認

1 利用期間中の対応(報告及び監査)

知事は、情報の秘密の保護の徹底を図る観点から利用状況について疑義が生じた場合は、利用者から情報の取扱いに関し報告させるものとする。

また、報告において問題が解決しない場合には、法及び利用規約に基づき必要な対応を行うものとする(適切な監査手順に基づいた監査等を含む)。

#### 2 情報の利用期間終了後の処置

利用者は、提供を受けた情報から生成されるもののうち、申出書類に添付した集計様式又は統計分析の最終結果以外のものについて、提供を受けた情報の定義情報等について、紙媒体等書面で残しているものは溶解等によって、また電子計算機等に記録が残っているものは電子媒体から速やかに消去したり、電子媒体自体を粉砕したりすること等によって、できる限り復元困難な状態にするとともに、これらの利用後の処置について、廃棄処置報告書(様式第7号)にて、県民健康増進課に報告するものとする。

また、知事は、利用期間終了後の処置についても確実に廃棄が実施されているかに ついて疑義が生じた場合には、利用者から情報の取扱いに関し報告させる等して確認 するものとする。

さらに、報告において問題が解決しない場合には、法及び利用規約に基づき必要な 対応を行うものとする(適切な監査手順に基づいた監査等を含む)。

#### 3 利用実績の報告

知事は、利用者に対して、当該利用期間(申出文書に記載した利用期間)の終了後に、提供を受けた情報の利用実績について実績報告書(様式第8号)にて報告を求める

ものとする。

### 第12条 不適切利用への対応

利用者は、法の規定により提供を受けた情報の管理、利用及び提供、保有、秘密保持義務等について、不適切な行為を行った場合には、罰則が適用される(法第25条から第34条まで及び法第52条から第60条まで)。

#### 第13条 提供状況の厚生労働大臣への報告

知事は、厚生労働大臣の求めに応じ、法第2章第3節の規定による情報の提供の施行の状況について報告を行うものとする(法第42条)。

### 第14条 その他

この要領に定めるもののほか、情報の提供事務に関し必要な事項については、別に 定める。

附則 この要領は、平成31年1月1日から適用する。

附則 この要領は、令和6年4月1日から適用する。

附則 この要領は、令和7年4月1日から適用する。

別表1 提供依頼申出者の別と利用目的等の関係

提供依頼申出者	利用目的	利用情報	主な適用	備	考
			条文		
○国立がん研究センターを	がんに係る調査	大分県がん情	第21条第		
含む、国の他の行政機関	研究のため	報又は匿名化	8 項及び		
及び独立行政法人		が行われた大	第9項		
○国の行政機関若しくは独		分県がん情報			
立行政法人からの委託を					
受けた者又はそれらと共					
同して調査研究を行う者					
○上記に準ずる者として省					
令第19条で定める者					
○都道府県知事からがん登	都道府県のがん	大分県がん情	第18条		
録事業委託を受けた機関	対策の企画立案	報			
	又は実施に必要				
	ながんに係る調				
	査研究のため				
○都道府県が設立した地方	がんに係る調査	大分県がん情	第21条第		
独立行政法人	研究のため	報又は匿名化	8項及び		
○地方独立行政法人からの		が行われた大	第9項		
委託を受けた者又はそれ		分県がん情報			
らと共同して調査研究を					
行う者					
○上記に準ずる者として都					
道府県知事が定める者					
○市町村の長	市町村のがん対	大分県がん情	第19条		
○当該市町村が設立した地	策の企画立案又	報			
方独立行政法人	は実施に必要な				
○当該市町村又は地方独立	がんに係る調査				
行政法人からの委託を受	研究のため				
けた者又はそれらと共同	上記以外(がん	大分県がん情	第21条第		
して調査研究を行う者	に係る調査研究	報又は匿名化	8項及び		
○上記に準ずる者として当	のため)	が行われた大	第9項		
該市町村の長が定める者		分県がん情報			

○がんに係る調査研究を行	がんに係る調査	大分県がん情	第21条第
う者	研究を行うため	報又は匿名化	第8項及
		が行われた大	び第9項
		分県がん情報	
○病院等の管理者	当該病院等にお	当該病院等か	第20条
	ける院内がん登	ら届出がされ	
	録その他がんに	たがんに係る	
	係る調査研究の	都道府県がん	
	ため	情報	

# 大分県がん登録情報及びその匿名化が行われた情報の管理リスト

	情報名	罹患年	情報確定年		情報等	提供可否 /根拠
	月 平区2口	次	月日	コード表 の有無	備考	
1	大分県地域がん登録 情報年次確定集約情 報(登録情報)	2011年 2012年 2013年 2014年 2015年	2015 年1月 2016 年2月 2017 年3月 2018 年3月 2018 年 10 月	有	大分県地域 がん登録事	
2	大分県地域がん登録 情報特定匿名化情報	2011年 2012年 2013年 2014年 2015年	2024 年3月	有	業時データ	第18条、 第19条、 第21条第 8 項及び
3	大分県がん登録情報 特定匿名化情報	2016年 ~ 2020年	2024年3月	有	最終生存確 認日は 2020 年 12 月 31 日予 定	第9項
4	大分県がん登録情報 年次確定集約情報(登 録情報)	2016年 2017年 2018年 2019年 2020年	2019年1月 2020年4月 2021年2月 2021年12 月 2024年3月	有	最終生存確 認日は 2020 年 12 月 31 日予 定	
5	病院等への提供情報	2011年 ~ 2021年	2025 年3月	有	最終生存確 認日は 2021 年 12 月 31 日予 定	第 20 条
6						
7						
8						
9						
10						

○○年○○月○○日

大分県知事殿 (県民健康増進課気付)

提供依頼申出者

都道府県がん情報 匿名化が行われた都道府県がん情報

の提供について(申出)

第18条 第19条 第21条第8項 第21条第9項

標記について、がん登録等の推進に関する法律(平成25年法律第111号)

の規定に基づき、別紙のとおり(道府県がん情報・匿名化が行われた都道府県がん情報) の提供の申出を行います。

- 1 申出に係る情報の名称
  - ・ 都道府県がん情報(非匿名化情報)
  - ・ 匿名化が行われた都道府県がん情報

<b>※</b> 1	がんに係る調査研究を行う者が、全国がん登録情報又は都道府県がん情報の提供依頼申出をする
	場合は、生存者については、がんに罹患した者の同意を得ていること(法第21条第3項第4号又は
	第8項第4号)又は法附則第2条に該当していることが分かる書類を添付する。

- □ 添付:同意取得説明文書、同意書の見本等
- □ 添付:様式例第 3-2 号等
- ※2 がんに係る調査研究のための大分県がん情報の提供依頼申出である場合(法第21条第8項)、提供依頼申出者が、がんに係る調査研究であってがん医療の質の向上等に資するものの実績を2以上有することを証明する書類等を添付する。
  - □ 添付:実績を示す論文・報告書等
- 2 情報の利用目的
  - ア 利用目的及び必要性

下記のどちらに該当するかが明確になるよう、具体的に利用目的及び必要性を記載すること。

- ・がん対策の企画又は実施に必要ながんに係る調査研究のため
- □ 添付:様式例第3-1号、委託契約書等又は様式例第4-1号、研究計画書等
- ・がんに係る調査研究のため
- □ 添付:研究計画書等
- イ 法第21条に規定されている目的の研究である場合について(該当するものを囲むこと)

倫理審査進捗状況 承認済・審査中・その他

その他を選択した場合の理由:

倫理審查委員会 名称 〇〇委員会 承認番号 承認年月日

- 2 利用者の範囲(氏名、所属機関、職名)
  - □ 添付:様式例第2-3号及び誓約書
  - □ 添付:調査研究の一部を委託している場合は、委託契約書又は様式例第4-2号

	14 - 5 - 1 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2		
氏名	所属機関	職名	役割
00 00	<i>〇〇大学医学部</i>	教授	分析結果解釈助言
00 00	<i>〇〇大学医学部</i>	助教	提供依頼申出者
			統括利用責任者
			分析方法助言

全ての利用者分、表を追加すること。

所属機関が複数ある場合は、すべての所属機関及び所属する機関における職名又は立場を記載すること。

)

- 4 利用する情報の範囲
  - ア 診断年次 ( )
  - イ地 域()
  - ウ がんの種類 ( 記載例 : 胃
  - エ 生存確認情報(該当する方を囲むこと) 要・不要
    - ①生存しているか死亡しているかの別 要・不要
    - ②生存を確認した直近の日又は死亡日 要・不要
    - ③死亡の原因 要・不要
  - オ 属性的範囲 ( 〇〇歳以上から〇〇歳未満 又は 〇〇歳以上)
- 5 利用する登録情報及び調査研究方法
  - ア 利用する登録情報 必要な限度で別紙に○をつけること
  - イ 調査研究方法(具体的に記載すること)
    - □ 添付:集計表の様式案等
  - ※3 集計表の作成を目的とする調査研究の場合 アで指定する登録情報等を利用して作成しようとしている集計表の様式案を添付する。
  - ※4 統計分析を目的とする調査研究の場合 実施を予定している統計分析手法並びに当該分析におけるアで指定する登録情報等の関係を 具体的に記述する。
- 6 利用期間

必要な限度の利用期間を記載すること

20XX 年〇月〇日まで又は提供を受けた日から5年を経過した年の 12 月 31 日までの期間の短い方

- 7 利用場所、利用する環境、保管場所及び管理方法 利用者の安全管理措置に基づき、具体的に記載すること。
  - ア情報の利用場所

利用場所が複数ある場合は、すべて記載すること。(記載例)

- ○○大学医学部公衆衛生学講座第一研究室
- ○○大学医学部公衆衛生学講座サーバ管理室

- イ 情報の利用場所の組織的、物理的及び技術的安全管理措置状況について (組織的) \*以下、非匿名化情報の申請時のみ \*□ 統括利用責任者は、個人情報の漏洩等の事故発生時の対応手順を、整備している。 (具体的に記載) (物理的) \*以下、非匿名化情報の申請時のみ \*□ 個人情報の利用場所及び保存区画は、他の業務から独立した部屋である。 \*□ 利用責任者は、利用場所への入室を許可する者の範囲を明らかにしている。 \*□ 利用責任者は、利用場所の入退室時の手続きを明らかにしている。 \*□ 機器類(プリンタ、コピー機、シュレッタ、など)は、他の業務と共用せず、利用場所内に設置している。 \*□ 個人情報の保存区画の施錠は、前室と利用場所等、二重にしている。 (具体的に記載) ウ 情報の利用時の電子計算機等の物理的及び技術的安全管理措置状況について (技術的) □ システム管理者によって管理されている不正侵入検知・防御システム及びウイルス対策機能の あるルータで接続されたネットワーク環境を構築している。 □ 情報を取り扱うPC及びサーバは、ログインパスワードの設定を行っている。 □ ログインパスワードを8桁以上に設定し、第三者が容易に推測できるものは避けている。 □ ログインパスワードを定期的に変更し、以前設定したものの使い回しは避けている。 口 ログインパスワードを第三者の目につくところにメモしたり、貼付したりしていない。 □ 外部ネットワークと接続する電子媒体(USB メモリ、CD-R など)を、情報を取り扱う PC 等に接続 する場合は、ウイルス等の不正なソフトウェアの混入がないか、最新のウイルス定義パターンフ ァイルを用いて確認している。 □ 情報を取り扱う PC 等は、安全管理上の脅威(盗難、破壊、破損)、環境上の脅威(漏水、火災、 停電)からの保護にも配慮している。 (具体的に記載)
  - \*以下、非匿名化情報の申請時のみ
  - \*□ 個人情報を取り扱う PC 等は、スタンドアロン又は物理的若しくは論理的に外部ネットワークから独立した有線の環境である。
  - \*□ 個人情報を取り扱うPC及びサーバは、生体計測+ID・パスワード等の2要素認証としている。

(具体的に記載)
エ 情報、中間生成物及び成果物を保存する媒体の種類及びその保管場所並びに保管場所の組織的、物理的及び技術的安全管理措置状況について(物理的) □ 情報を含む電子媒体及び紙媒体を保管する鍵付きキャビネット等を整備している。 □ 情報を保存するロッカー、キャビネットは、施錠可能な利用場所に設置している。 (具体的に記載)
8 調査研究成果の公表方法及び公表予定時期
複数の媒体で公表予定の場合は、公表予定時期を含めてすべて記載すること。
(記載例) 20XX 年 4 月頃 〇〇がん学会学術集会にて発表予定 20XX 年 10 月頃 〇〇がん学会雑誌に論文投稿予定 20XX 年 3 月頃 マスメディアに公表予定
9 情報等の利用後の処置
情報の移送用のDVD:裁断 サーバ・コンピュータ内の情報及び中間生成物:物理削除 試行的に作成した集計表や中間分析結果等の中間生成物の印刷物:溶解
10 その他
事務担当者:
連絡先:
他、必要事項があれば記載する。

\*□ 情報を取り扱うPC及びサーバにチェーン固定等の盗難防止策を講じている。

	登録情報(ヘッダ)	申出情報(必要な限度で選択)
1	行番号	
2	多重がん番号	
3	集約性別	
4	診断時年齢	
5	診断時年齢(小児用)	
6	集約診断時患者住所コード	
7	診断時患者住所市区町村コード	
8	診断時患者住所保健所コード	
9	診断時患者住所医療圏コード	
10	集約診断時患者住所都道府県コード	
11	集約側性	
12	集約局在コード	
13	診断名(和名)	
14	集約形態コード	
15	集約性状コード	
16	集約分化度	
17	組織診断名(和名)	
18	ICD-10 コード	
19	ICD-10(和名)	
20	IARC-ICCC3	
21	ICCC(英名)	
22	集約診断根拠	
23	集約診断日	
24	集約診断日精度	
25	集約発見経緯	
26	集約進展度·治療前	
27	集約進展度·術後病理学的	
28	集約進展度·総合	
29	集約外科的治療の有無	
30	集約鏡視下治療の有無	
31	集約内視鏡的治療の有無	
32	集約観血的(外科的・鏡視下的・内視鏡的)治療の範囲	
33	集約放射線療法の有無	
34	集約化学療法の有無	
35	集約内分泌療法の有無	
36	集約その他治療の有無	
37	集約初診病院コード	
38	集約初診都道府県コード	
39	集約初診病院保健所コード	
40	集約初診病院医療圏コード	
41	集約初診病院住所コード	

	登録情報(ヘッダ)	申出情報(必要な限度で選択)
42	集約診断病院コード	
43	集約診断病院都道府県コード	
44	集約診断病院保健所コード	
45	集約診断病院医療圏コード	
46	集約診断病院住所コード	
47	集約観血的治療病院コード	
48	集約観血的治療都道府県コード	
49	集約観血的治療病院保健所コード	
50	集約観血的治療病院医療圏コード	
51	集約観血的治療病院住所コード	
52	集約放射線治療病院コード	
53	集約放射線治療都道府県コード	
54	集約放射線治療病院保健所コード	
55	集約放射線治療病院医療圏コード	
56	集約放射線治療病院住所コード	
57	集約薬物治療病院コード	
58	集約薬物治療都道府県コード	
59	集約薬物治療病院保健所コード	
60	集約薬物治療病院医療圏コード	
61	集約薬物治療病院住所コード	
62	原死因	
63	原死因(和名)	
64	生死区分	
65	死亡日/最終生存確認日資料源	
66	生存期間(日)	
67	DCN 区分	
68	DCI 区分	
69	DCO 区分	
70	患者異動動向	
71	患者受療動向	
72	統計対象区分	
73	生存率集計対象区分	

〇〇年〇〇月〇〇日

大分県知事殿 (県民健康増進課気付)

病院等の管理者

都道府県がん情報の提供の請求について(申出)

標記について、がん登録等の推進に関する法律(平成25年法律第111号)第20条の規定に基づき、 別紙のとおり当<<病院等名称>>から届出がされたがんに係る都道府県がん情報の提供の申出を行います。

#### 1 情報の利用目的

がんに係る調査研究のための場合は、具体的に利用目的及び必要性を記載すること。

- ・院内がん登録のため
- ・がんに係る調査研究のため □ 添付:研究計画書等
- 2 利用者の範囲(氏名、所属、職名)
  - □ 添付:様式例第 2-3 号及び誓約書
  - □ 添付:調査研究の一部を委託している場合は、 委託契約書又は様式例第 4-2 号

#### 《院内がん登録のため》

氏名	所属機関	職名	役割
00 00	○○大学医学部附属	部長	責任者
	病院〇〇部		
00 00	○○大学医学部附属	診療情報管理士	入力作業
	病院〇〇部		
00 00	○○大学医学部附属	診療情報管理士	入力作業
	病院〇〇部		

全ての利用者分、表を追加すること。

#### 《〇〇がんに係る調査研究のため》

氏名	所属機関	職名	役割
00 00	00大学医学部	教授	分析結果解釈助言
00 00	<i>〇〇大学医学部</i>	助教	提供依頼申出者 統括利用責任者 分析方法助言
00 00	00大学医学部	大学院生	分析

全ての利用者分、表を追加すること。

所属機関が複数ある場合は、すべての所属機関及び所属する機関における職名又は立場を記載すること。

- 3 利用する情報の範囲 (年次 年)
- 4 調査研究方法(院内がん登録のための場合は省略可)

利用目的ががんに係る調査研究のための場合は、具体的に調査研究方法を記載すること。

- □ 添付:集計表の様式案等
- ※1 集計表の作成を目的とする調査研究の場合、作成しようとしている集計表の様式案を添付する。
- ※2 統計分析を目的とする調査研究の場合、実施を予定している統計分析手法を具体的に記述する。

5	利用期間 (必要な限度の利用期間を記載すること) (記載例) 20XX 年〇月〇日まで又は提供を受けた日から5年を経過した年の12月31日までの期間の短い方
6	利用場所、利用する環境、保管場所及び管理方法 利用者の安全管理措置に基づき、具体的に記載すること。
	ア 情報の利用場所 利用場所が複数ある場合は、すべて記載すること。 (記載例) 〇〇大学医学部附属病院院内がん登録室 〇〇大学医学部公衆衛生学講座第一研究室 〇〇大学医学部公衆衛生学講座サーバ管理室 〇〇大学医学部内科学講座研究室
	イ 情報の利用場所の組織的、物理的及び技術的安全管理措置状況について (組織的) □ 統括利用責任者は、個人情報の漏洩等の事故発生時の対応手順を、整備している。 (具体的に記載)
	(物理的)  □ 個人情報の利用場所及び保存区画は、他の業務から独立した部屋である。 □ 利用責任者は、利用場所への入室を許可する者の範囲を明らかにしている。 □ 利用責任者は、利用場所の入退室時の手続きを明らかにしている。 □ 機器類(プリンタ、コピー機、シュレッダなど)は、他の業務と共用せず、利用場所内に設置している。 □ 個人情報の保存区画の施錠は、前室と利用場所等、二重にしている。 (具体的に記載)
	ウ 情報の利用時の電子計算機等の物理的及び技術的安全管理措置状況について (技術的)  □ システム管理者によって管理されている不正侵入検知・防御システム及びウイルス対策機能の あるルータで接続されたネットワーク環境を構築している。 □ 情報を取り扱う PC 及びサーバは、ログインパスワードの設定を行っている。 □ ログインパスワードを 8 桁以上に設定し、第三者が容易に推測できるものは避けている。 □ ログインパスワードを定期的に変更し、以前設定したものの使い回しは避けている。 □ ログインパスワードを第三者の目につくところにメモしたり、貼付したりしていない。 □ 外部ネットワークと接続する電子媒体(USB メモリ、CD-R など)を、情報を取り扱う PC 等に接続する場合は、ウイルス等の不正なソフトウェアの混入がないか、最新のウイルス定義パターンファイルを用いて確認している。

	□ 情報を取り扱う PC 等は、安全管理上の脅威(盗難、破壊、破損)、環境上の脅威(漏水、火災、停電)からの保護にも配慮している。 □ 個人情報を取り扱う PC 等は、スタンドアロン又は物理的若しくは論理的に外部ネットワークから独立した有線の環境である。 □ 個人情報を取り扱う PC 及びサーバは、生体計測+ID・パスワード等の2要素認証としている。 □ 情報を取り扱う PC 及びサーバにチェーン固定等の盗難防止策を講じている。 (具体的に記載)
	エ 情報、中間生成物及び成果物を保存する媒体の種類及びその保管場所並びに保管場所の組織的、物理的及び技術的安全管理措置状況について(物理的) □ 情報を含む電子媒体及び紙媒体を保管する鍵付きキャビネット等を整備している。 □ 情報を保存するロッカー、キャビネットは、施錠可能な利用場所に設置している。 (具体的に記載)
7	調査研究成果の公表方法及び公表予定時期
	(記載例) 20XX 年 4 月頃 〇〇がん学会学術集会にて発表予定 20XX 年 10 月頃 〇〇がん学会雑誌に論文投稿予定 20XX 年 3 月頃 ホームページにて公表予定
8	情報等の利用後の処置 (記載例) ・情報の移送用の CD-R: 裁断 ・サーバ・コンピュータ内の情報及び中間生成物: 物理削除 ・試行的に作成した集計表や中間分析結果等の中間生成物の印刷物: 溶解
9	その他 事務担当者: 連 絡 先:

他、必要事項があれば記載する。

大分県知事殿 (県民健康増進課気付)



情報の提供の申出に係る誓約書

標記について、別紙に署名又は記名押印した者は、別添の利用規約の内容を遵守いたします。

	利用予定者 署名·記名	押印 (記名の場合)	所属
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10	Pりない場合は必要な行数を追加して		

欄が足りない場合は必要な行数を追加してください。

様式第 3-1 号(国、都道府県、市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんの調査研究であることを証明する書類関係)

〇〇年〇〇月〇〇日

大分県知事殿(県民健康増進課気付)

提供依頼申出者

#### 情報の利用の必要性について

○○年○○月○○日付けで提供の申出を行う情報について、下記のとおり、その利用を必要とする ものですので、よろしくお取り計らい願います。

様式第 3-2 号(同意を得ることががんに係る調査研究の円滑な遂行に支障を及ぼすことに係る認定の申請書関係)

○○年○○月○○日

厚生労働大臣 殿

提供依頼申出者

### 同意を得ることががんに係る調査研究の円滑な遂行に 支障を及ぼすことに係る認定の申請について

標記について、〇〇年〇〇月〇〇日付け(全国がん登録情報、都道府県がん情報)の提供の申出に関し、がん登録等の推進に関する法律施行令(平成27年政令第323号)附則第2条に基づき、下記のとおり、申請します。

なお、同意に代わる措置として、「調査研究を行う者が講ずる同意代替措置に関する指針」(平成27年 厚生労働省告示第471号)に即した措置を講じていることを申し添えます。

- 1 当該申請を行うがんに係る調査研究の代表者の氏名、生年月日及び住所
- 2 当該申請を行うがんに係る調査研究の実施期間
- 3 当該申請を行うがんに係る調査研究の対象者の範囲及び数
- 4 同意代替措置が講じられている場合、同意を得ることが困難な場合の別及びその理由
  - (1) 施行日前からがんに係る調査研究の対象とされている者が5000人以上の場合
  - (2) がんに係る査研究を行う者が次のイ又は口に掲げる事情があることにより同意を得ること ががんに係る調査研究の円滑な遂行に支障を及ぼす場合
    - イ 施行日前からがんに係る調査研究の対象とされている者と連絡を取ることが困難。
    - ロ がんに係る調査研究の対象とされている者の同意を得ることががんに係る調査研究 の結果に影響を与える。
- 5 添付書類
- 6 1~5に掲げるもののほか、必要な事項

〇〇年〇〇月〇〇日

大分県知事殿(県民健康増進課気付)

提供依頼申出者

#### 調査研究等の委託に係る契約について

○○年○○月○○日付けで提供の申出を行った情報については、調査研究を(委託者名)から委託されています。現在、委託盟約の締結を進めており、申出文書に契約関係書類の写しを添付することができません。

当該契約関係書類の写しについては、契約締結後速やかに送付したいと考えておりますが、現時点においては契約書又は覚書において、情報等の適正な管理や情報保護等に関して、下記の事項を明記することとしていますので、よろしくお取り計らい願います。

- ① 善良なる管理者の注意義務に関する事項
- ② 業務上知り得た事項に係る秘密保持義務に関する事項
- ③ 関係資料の適正管理義務に関する事項
- ④ 提供を受けた情報の利用及び提供等の制限に関する事項
- ⑤ 調査研究の過程で作成し、不要となった中間生成物の廃棄に関する事項
- ⑥ 業務の再委託の禁止に関する事項
- ⑦ 提供を受けた情報の管理状況についての検査に関する事項
- ⑧ 事故又は災害発生時における報告に関する事項
- ⑨ 違反した場合の契約解除の措置その他必要な事項

様式第 4-2 号(申出時に契約関係書類を添付できないときの代替文書:調査研究の一部 委託関係)

〇〇年〇〇月〇〇日

大分県知事殿(県民健康増進課気付)

提供依頼申出者

調査研究等の委託に係る契約について

○○年○○月○○日付けで提供の申出を行った情報については、一部の解析等を(受託者名)に委託することとしていますが、現在、委託盟約の締結を進めており、申出文書に契約関係書類の写しを添付することができません。

当該契約関係書類の写しについては、契約締結後速やかに送付したいこととしておりますが、現時点においては契約書又は覚書において、情報等の適正な管理や情報保護等に関して、下記の事項を明記することとしていますので、よろしくお取り計らい願います。

なお、委託先の利用者についても誓約書を提出していることを申し添えます。

- ① 善良なる管理者の注意義務に関する事項
- ② 業務上知り得た事項に係る秘密保持義務に関する事項
- ③ 関係資料の適正管理義務に関する事項
- ④ 提供を受けた情報の利用及び提供等の制限に関する事項
- ⑤ 調査研究の過程で作成し、不要となった中間生成物の廃棄に関する事項
- ⑥ 業務の再委託の禁止に関する事項
- ⑦ 提供を受けた情報の管理状況についての検査に関する事項
- ⑧ 事故又は災害発生時における報告に関する事項
- ⑨ 違反した場合の契約解除の措置その他必要な事項

# [申出番号 XXXX-XXXX]形式点検書

確認日 〇〇年〇月〇日 確認者

点検•審査事項	主な点検事項	チェック
(1)情報の利用 目的	・矛盾を証明するために、法第 17 条から第 21 条までに規定されて いる目的の調査研究である旨が分かる書類(研究計画書等)が添 付されていること。	
	・第 21 条に規定されている目的の場合には、倫理審査委員会の進 捗状況に関する記載があること。	
	・第21条第3項及び第8項の規定に基づく場合、実績を2以上有することを証明する書類(論文・報告書等)が添付されていること。	
(2)全国がん登録情報又は	・同意を得ていることが分かる書類が添付されていること。	
都道府県が ん情報が提 供されること についての同 意	・附則第2条第1項に該当する調査研究の場合は、政令附則第2条 第3項に該当する調査研究であること及び同意代替措置に関する 指針に従った措置が講じられていることを判断できる書類が添付さ れていること。	
(3)情報を利用 する者の範囲	・利用する登録情報及び調査研究方法と照らし、具体的な役割と、そ れに対応する者が全て含まれていること。	
	・署名又は記名押印した誓約書が添付されていること。	
(4)利用する情 報の範囲	・市町村等への提供及びにがんに係る調査研究を行う者への提供に 係る申出の場合は、診断年次、地域、がんの種類、生存確認情報 の必要性の有無、属性的範囲等が、記載されていること。	
	・病院等への提供に係る申出の場合は、診断年次が記載されていること。	
(5)利用する登録情報及び	・利用する登録情報と調査研究方法の関係が記載されていること。	
調査研究方法	・集計表の作成を目的とする調査研究の場合は、集計表の様式例案 が添付されていること。	
1 James	・統計分析を目的とする調査研究の場合は、実施を予定している統計分析手法並びに当該分析に利用する登録情報の関係が記載されていること。	
(6)利用期間	・法第27条又は第32条及び関連する政令に定める限度内であること。	

# 様式第 5-1 号 (提供の申出に係る形式点検書関係)

点検•審査事項	主な点検事項	チェック
(7)利用場所、	・情報の利用場所について記載されていること。	
利用する環境、保管場所	・情報の利用場所の組織的、物理的及び技術的安全管理措置 状況について記載されていること。	
及び管理方法	・情報の利用時の電子計算機等の物理的及び技術的安全管 理措置状況について記載されていること。	
	・情報、中間生成物及び成果物を保存する媒体の種類及びその保管場所並びに保管場所の組織的、物理的及び技術的安全管理措置状況について記載されていること。	
(8)調査研究成	・研究成果の公表予定時期が記載されていること。	
果の公表方 法及び公表 時期	・提供を受ける情報をそのまま公表する内容ではないこと。	
(9)情報の利用 後の処置	・利用後の廃棄に関して記載されていること。	

# [申出番号 XXXX-XXXX]審査報告書

確認日 ○○年○月○日

# 大分県がん対策推進協議会

審查事項	審査の方向性	チェック	備考
(1)情報の利用 目的及び必 要性	・法の趣旨及び目的に沿ったものであるか。 (がん医療の質の向上、国民に対するがんに 係る情報の提供の充実又は科学的知見に基 づくがん対策の実施に資する研究か等)		
(2)全国がん登録情報又は都道府県がん情報が提供されることについての同意	・法第21条第3項又は第8項の規定に基づく申出の場合、同意について必要な措置がとられているか。		
(3)情報を利用する者の範囲	・全ての利用者の役割が明確かつ妥当で、 不要な者が含まれていないか。 ・法第21条第3項又は第8項に係る申出の 場合、提供依頼申出者のがんに係る調査研 究の実績が十分か。 ・調査研究の一部を委託する場合、その内容 及び必要性が合理的か。		
(4)利用する情報の範囲	・利用する情報の範囲が、調査研究の目的と する成果を得るために妥当で、不要な情報 が含まれていないか。		
(5)利用する登録情報及び調査研究方法	<ul> <li>・提供可能な情報であるか。</li> <li>・利用する情報及び調査研究方法が、目的、調査研究の内容から判断して妥当かつ必要な限度であるか。</li> <li>・情報の利用に合理性があり、他の情報では調査研究目的が達成できないものであるか。</li> <li>・調査研究の目的が、特定の個人、特定の病院等、特定の市町村の識別を目的とするものではないこと。</li> </ul>		
(6)利用期間	・調査研究内容から見て、整合的かつ必要な限度か。		

# 様式第 5-2 号 (提供の申出に係る審査報告書関係)

審查事項	審査の方向性	チェック	備考
(7)利用場所、 利用する環 境、保管場所 及び管理方 法	・利用者の安全管理措置に示された措置が全て講じられているか。		
(8)結果の公表 方法及び公 表時期	・調査研究方法と調査研究成果の公表方法と公表時期が整合的であるか。 ・国民に還元される方法で、公表予定であるか。		
(9)情報の利用 後の処置	・利用者の安全管理措置に示された措置が 全て講じられているか。		
(10)その他			

様式第 5-2 号 (提供の申出に係る審査報告書関係)

文	書	番	号
$\circ$	〇年〇	○月○	〇日

提供依頼申出者 殿

大分県福祉保健部県民健康増進課長

# 申請された情報の提供について

標記について、〇〇年〇〇月〇〇日付で提供依頼申出された情報(申出番号 XXXX-XXXX)

について、提供することとなりましたのでお知らせします。

提供番号:

文書番号

提供依頼申出者 殿

大分県福祉保健部県民健康増進課長

申請された情報の提供について

標記について、〇〇年〇〇月〇〇日付で提供依頼申出された情報(申出番号 XXXX-XXXX)

について、下記の理由により、提供しないこととなりましたのでご了承ください。

記

情報の提供をしない理由

文	書	番	号
0	○年○	○月○	〇日

病院等の管理者 殿

大分県福祉保健部県民健康増進課長

### 申請された情報の提供について

標記について、〇〇年〇〇月〇〇日付で申請された情報(請求番号 XXXX-XXXX)につい

て、提供することとなりましたのでお知らせします。

提供番号:

〇〇年〇〇月〇〇日

大分県知事殿(県民健康増進課気付)

利用者

### 廃棄処置報告書

標記に関し、〇〇年〇〇月〇〇日付で提供が決定された情報(応諾番号 XXXX-XXXX)について、 当該利用期間が終了したため(利用が終了したため)、提供を受けた情報の廃棄処置について、下記の とおり報告します。

記

処置年月日 ○○年○○月○○日

廃棄処置方法※

※申出文書に記載した利用後の処置と異なる場合は、その理由を記すこと。

○○年○○月○○日

大分県知事殿(県民健康増進課気付)

利用者

### 実績報告書

標記に関し、〇〇年〇〇月〇〇日付で提供が決定された情報(応諾番号 XXXX-XXXX)について、 当該利用期間が終了したため(利用が終了したため)、提供を受けた情報の利用実績について、別添の とおり報告します。

※別添として、当該調査研究に係る成果資料(論文、学会発表抄録、書籍、ウェブサイト、会議資料等)を 添付する。